

令和4年度原子力規制委員会  
行政事業レビューに係る公開プロセス

原子力規制庁

令和4年度原子力規制委員会  
行政事業レビューに係る公開プロセス 議事録

1. 日時

令和4年6月10日（金）15:00～18:12

2. 場所

原子力規制委員会 13階 BCD会議室

3. 出席者

原子力規制委員会外部有識者

飯島 大邦 中央大学 経済学部 教授

南島 和久 龍谷大学 政策学部 教授

吉田 武史 監査法人アヴァンティア パートナー 公認会計士

内閣官房行政改革推進本部事務局外部有識者

川澤 良子 Social Policy Lab株式会社 代表取締役社長

永久 寿夫 名古屋商科大学 経済学部 教授

山田 肇 特定非営利活動法人情報通信政策フォーラム 理事長

事務局

片山 啓 原子力規制庁次長

河原 雄介 長官官房参事官（会計担当）

渡邊 桂一 原子力規制庁長官官房政策立案参事官

島田 肇 原子力規制庁長官官房会計部門 経理調査官

関口 澄夫 原子力規制庁長官官房会計部門 総括補佐

4. 配布資料

議事次第

委員名簿

- 資料 1 公開プロセスに係る論点について
- 資料 2 原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業
- 資料 3 放射線監視等交付金及び環境放射能水準調査等事業

## 5. 議事録

○片山次長 それでは、定刻となりましたので、令和4年度原子力規制委員会行政事業レビュー公開プロセスを開催いたします。

司会進行を務めます原子力規制庁次長の片山です。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、テレビ会議システムを用いて実施をしております。また、インターネットによる中継を行っております。

それでは、事務局から留意事項をまず御説明いたします。

○河原参事官 原子力規制庁会計担当参事官の河原です。

まず、発言される時以外は、マイクをオフ、ミュートにさせていただきますようお願いいたします。発言される場合には、実際に手を挙げていただくか、挙手のアイコンを表示させていただきますと、司会が画面で確認して指名いたします。また、司会から指名させていただくこともございます。発言の際は、まずマイクをオンにして、お名前をおっしゃってから御発言ください。御発言が終わりましたら、必ずマイクをオフ、ミュートにさせていただきますようお願いいたします。

通信状況により、若干の音声遅延などが生じることがございます。発言は、余裕を持ってお願いいたします。また、聞き取りにくい場合などございましたら、適宜お知らせください。

なお、資料は、あらかじめお送りしているものを御覧ください。以上です。

○片山次長 はい、ありがとうございました。

それでは、本会合の外部有識者の皆様を御紹介いたします。

まず、原子力規制委員会外部有識者の3名の方を御紹介いたします。

中央大学経済学部教授、飯島大邦様。

○飯島委員 飯島でございます。よろしくお願いいたします。

○片山次長 よろしく申し上げます。

龍谷大学政策学部教授、南島和久様。

○南島委員 南島でございます。聞こえますでしょうか。

○片山次長 はい、聞こえます。

○南島委員 よろしくお願ひいたします。

○片山次長 よろしくお願ひいたします。

監査法人アヴァンティア、パートナー・公認会計士、吉田武史様。

○吉田委員 監査法人アヴァンティア、会計士の吉田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○片山次長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、内閣官房行政改革推進本部事務局外部有識者の3名の方を御紹介いたします。

Social Policy Lab株式会社代表取締役社長、川澤良子様。

○川澤委員 川澤でございます。よろしくお願ひいたします。

○片山次長 よろしくお願ひいたします。

名古屋商科大学経済学部教授、永久寿夫様。

○永久委員 永久です。よろしくお願ひいたします。

○片山次長 よろしくお願ひいたします。

特定非営利活動法人情報通信政策フォーラム理事長、山田肇様。

○山田委員 山田肇です。よろしくお願ひいたします。

○片山次長 よろしくお願ひいたします。

次に、本日の議事の進め方について、事務局から御説明いたします。

○河原参事官 はい。会計担当参事官、河原でございます。

本日は、公開プロセス対象事業に選定された3事業について、二つの議題に分けまして、議題1原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業、議題2放射線監視等交付金及び環境放射能水準調査等事業の順で御議論いただきます。

まず、事務局から議題について想定される論点を説明し、続いて、担当課室から事業説明を行います。

次に、質疑応答及び評価作成の時間を設けます。評価は、事前に事務局から御連絡さしあげたとおり、判定及びコメントに分け、メール本文に直接記入し、事務局に送信いただきますようお願いいたします。質疑応答の最中で差し支えございませんので、評価を作成次第、事務局への送信をお願いいたします。

判定につきましては、「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」、「現状どおり」の4段階から一つを選択いただきますようお願いいたします。また、コメントについては、ポイントとなる部分に下線を引いていただきますようお願いいたします。

送信いただいた評価を事務局で集計いたします。集計作業の間、会議は休憩とさせていただきます。集計後に会議を再開し、結果を事務局から御説明いたします。これについて、さらに御議論いただき、判定を確定していただきます。

なお、コメントの文言については、後日調整させていただいた上で、ホームページ上で公表いたします。

以上のことを議題1及び2についてそれぞれ行いますが、議題2では実質的に二つの事業を取り扱いますので、やや長めに時間を取りたいと考えております。具体的には、議題1につきましては、論点及び事業内容の説明に15分、質疑応答及び評価作成に35分、集計に10分、集計結果の説明及び判定の確定に15分の合計75分程度を予定しております。議題2につきましては、論点及び事業内容の説明と、それに続く質疑応答及び評価作成にそれぞれ10分多めに時間を取りまして、合計で95分程度を予定しております。

説明は以上です。

○片山次長 はい、ありがとうございます。

それでは、議題の1、原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業について、事務局から想定される論点を御説明いたします。

○河原参事官 会計担当参事官の河原でございます。

通し番号3ページの資料1、公開プロセスに係る論点についての資料を御覧ください。

1. の原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業について、想定される論点を記載してございます。

一つ目、安全研究の意義・目的とその中で本事業の位置付けはどのようなものか。二つ目、事業者の行っている調査・研究との違いは何か。三つ目、調査・研究テーマの選定はどのようにして行われ、それらの成果はどのように活用されているのか。四つ目、令和2年度に他事業から一部事業を移管・統合したことは、本事業にどのような効果をもたらしたか。以上の四つについて、想定される論点として掲げさせていただいております。

説明は以上です。

○片山次長 はい、ありがとうございます。

次に、地震・津波担当の川内安全技術管理官から事業内容を御説明いたします。

○川内管理官 原子力規制庁、地震・津波担当、安全技術管理官の川内でございます。

では、資料2を用いまして、原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業について御説明いたします。

通しの4ページでございますが、ここに目次として本日報告する項目を示しておりますが、先ほどの論点を踏まえまして、まず、前半部分で当該事業を取り巻く安全研究の全体像といったものについて御説明し、その後、当該事業の具体的な内容について御説明したいと思います。

通しの5ページをお願いします。ここに1.として、原子力規制における安全研究の必要性を示してございます。原子力規制委員会設置法におきまして、その抜粋を示しておりますが、この第4条の中の特に第2項でございますが、これの後半部分になります。原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関することというのが掲げられており、13項におきまして、前各号に掲げる事務を行うため必要な調査及び研究を行うことというふうにされています。

その下のこれを受けました参議院の附帯決議におきまして、原子力規制委員会は、原子力安全規制の課題に対する調査研究体制を立ち上げ、過去の地震・津波等の検証を含めた常に最新の知見を集約できるようその運用体制を構築し、その結果を安全規制に反映することとされております。

次のページに、これらを踏まえまして原子力規制における安全研究の基本方針について御説明いたします。ここでは安全研究の意義が示されており、特に赤字部分につきまして、最初のポツですが、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行うこと。次に、高度な科学的・技術的専門性が重要であること、また、原子力規制等を支える強固な技術基盤を構築し維持していくことが不可欠であることが示されており、次のポツでは、また、自ら生み出す研究活動は、科学的・技術的能力の向上、強固な技術基盤の構築等を行うための最も効果的な方策の一つとしております。

次の通しの7ページでございますが、以上の原子力規制におけます安全研究の必要性と基本方針を踏まえまして、ここでは安全研究の目的を示してございます。上段の1.では、規制基準等の整備に活用するための知見として、特に当該事業では、1行目の後半の規制基準及び解釈・審査ガイド、これらの策定又は改正というところが該当いたします。次に、左側に示します2.審査等の際の判断に必要な知見といたしましては、事業者からの申請又は報告の内容の確認や原子力災害時の判断に必要なデータや情報等の科学的・技術的知

見の収集・整備があります。また、右の3. 規制活動に必要な手段としては、安全研究に使用する解析コード等の整備が上げられております。それに加えて、下段の4. では、技術基盤の構築・維持、これも重要でありますので、これら4項目として整理されております。

なお書きでございますが、事業者等が行うべき技術開発や信頼性向上については、安全研究を目的とはいたしてございません。

次に、通しの8ページをお願いします。ここに。

○山田委員 すみません、昨日、事務局から連絡があって、資料が差し替えになったので、規制庁のウェブサイトからダウンロードして閲覧をしてほしいというふうに頼まれています。ダウンロードして閲覧している資料のページ番号が今おっしゃっている何ページ、何ページって言っているのと全くずれているので、ダウンロードしたほうの、つまり規制庁のウェブサイトに掲載しているほうのページ番号で説明してください。お願いします。

○川内管理官 はい、川内でございます。

申し訳ありません。パッケージとしては、通しの番号で、ページ番号で説明いたしましたので、個別のページ番号についても追加する形で説明させていただきます。失礼いたしました。

今から御説明したいのは、通しの8ページ、個別のページですと、右下の5ページになります。ここでは、安全研究の枠組みを示しております。安全研究の分類としましては、今回対象となっております地質につきましては、左側に示します外部事象に係る研究の一部を構成しております。ここで、A. で外部事象としておりますが、この研究につきましては、下段に示します原子炉施設に係る研究分野ですとか、核燃料サイクル等に係る研究分野に対し、横断的に原子力安全に関連する研究分野に位置付けられております。この事業としての外部事象と地質構造の関係につきましては、後ほど通しの15ページで説明いたします。

次に、通しの9ページ、右下のページで6ページでございます。ここでは、5. としまして、原子力規制と安全研究の関連として、地震・津波研究部門の例について御説明いたします。まず、上段左、1. の規制基準類や審査ガイドの作成・見直しといった規制基準等の整備、それと、右側の2. の新規制基準を踏まえた適合審査業務と、左下に示します3. の地震・津波等に係る安全研究業務との関係を示しています。

まず、3. の安全研究と1. の規制基準等との関係ですが、この1. から3. に向かう

矢印におきまして、規格基準等の補強の必要性としておりますが、これにつきましては、例えば地質の研究ですと、地表ですとか地層のずれが震源として考慮する活断層なのか、それとも、大昔の地滑り痕跡のように地震を発生させないものかといったところを識別する必要がございます。この場合は、これに関する地質の安全研究といたしまして、ボーリング調査等のデータを取得して分析評価を進めており、その研究成果を、将来的になると考えておりますが、審査ガイド等の補強に資する予定としております。

また、上段右側の2.の適合審査業務は、その下に示します事業者の申請に対して審査を行います。3.の安全研究に向かう矢印のこの審査実績を踏まえた研究課題について、意見交換を行う仕組みが規制庁内に整備されております。研究の内容としましては、例えば活断層の年代決定に従来の手法が使用できないといった課題がある場合は、ボーリング調査によって断層の深い部分のデータを取得し、直接的に年代測定を行う手法の有効性といったところの検証に係る研究といったところを行いました。この研究成果につきましては、例えばNRA技術報告として取りまとめており、審査における科学的・技術的根拠として引用できるように整備をしております。

次に、右側の下から2番目に、他の研究機関等と示しておりますが、ここでは特に文部科学省の地震調査研究推進本部等が上げられますが、安全研究の観点からは、最新知見等の情報を収集するというのが主な活動となります。

また、その下に学会と、あと海外機関と示しておりますが、これらに対しましては、研究成果に基づく論文の公表による情報発信ですとか、安全研究に関連する国内外の学会論文等の情報収集等を行ってまいります。これらが関連についての説明でございます。

続きまして、通しの10ページ、右下の7ページについて説明いたします。ここでは、実際に研究成果がどのように活用されているかといったところを、その事例について紹介したものです。一番左側の原子炉施設の断層等の活動性評価、つまり断層の年代評価に関しまして、二つ目の枠に示します新規基準としましては、将来活動する可能性のある断層等は、中期更新世、約40万年前になりますが、ここまで遡って活動性を評価することとなっております。この状況を踏まえて、3番目の安全研究において、深海底の堆積物に含まれる火山灰の調査と評価を行い、左下に示しますような深さと年代の関係を示す精緻なグラフを作成しました。こういった成果は、研究のアウトプットとして松浦他が査読付きの論文を公表しており、右から二つ目の枠に示しますように、この論文が審査において地層の年代決定に関する議論に活用されました。ここでの対応結果を一番右に示してお



りますが、ここで紹介したいのは、このように研究成果としての論文が審査における技術的な根拠を与えた事例となっておりまして、活断層の活動年代の決定過程の説明性向上につながったという事例でございます。

次のページ、通しの11ページ、右下の8ページとなりますが、ここでは、先ほど紹介しましたのと類似の研究成果の活用事例ですので、説明についてはちょっと割愛させていただきます。このページまでが、本事業を取り巻く概要でございます。

次の通しの12ページ、右下の9ページでございますが、ここからは当該事業に関する説明となります。

まず、ここでは、事業の目的・内容を左側に示しておりますが、この部分については読み上げさせていただきます。福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて策定された新しい規制基準では、原子炉等の重要な設備、建物等に対し、これまでの地震の揺れに加え地盤のずれや変形、すなわち活断層の影響に対する基準を明確にしました。例えば、規制対象とする活断層は、約12～13万年前以降の活動を否定できない断層とし、必要となれば約40万年前以降まで遡って評価を求めます。このような地盤に係る規制は、地震の多発する我が国では諸外国よりも広範、かつ詳細なものとなっております。そもそも断層を含む地質構造は、超長期の地殻変動の影響を受けた結果であり、地域ごとに大きく異なります。こうした中で、原子力発電所の敷地及び周辺について、より詳細に分析することが求められます。

以上を踏まえた上で、本調査・研究事業の内容は、1番として、断層の発生要因やその種類と特徴の評価、②の各地の活断層の活動履歴の評価等を行います。本調査・研究事業で得られた成果については、審査を行う際のガイドライン等に反映するとともに、個々の審査においても活用します。本調査・研究事業は、新規制基準に基づく厳格な審査に必要な知見を得るために重要ですというふうに位置付けております。

次の通しの13ページ、右下の10ページをお願いします。ここに、本事業の事業計画及び事業費見込みの一覧を示してございます。地質構造の事業につきましては、平成25年から、次のページに示します令和5年度にかけて実施しております。通しの14ページ、右下の11ページですが、この事業の内訳の欄の概要を簡単に説明しますと、近年では断層の認定及び地盤の変位・変形の成因の評価や活断層の活動履歴の評価のために、物理探査ですとか、あとボーリング調査等を行うとともに、こういった資料の試験や分析評価を行っています。

また、本事業につきましては、このページの令和2年度より外部事象の事業の一部と統合を行っておりますので、その具体的な内容等について、次の通しの15ページ、右下で12ページ、こちらで概要を説明いたします。ここでは、上段に示しています外部事象に係る事業と、その下の地質構造に係る事業の関係を示しています。緑色で示しています外部事象事業の一番下の行の中央、真ん中辺りになりますが、地震の活動履歴評価手法に関する研究というところを示しています。これにつきましては、令和2年度からこの地質構造の事業のほうに統合をしてございます。その理由につきましては、一番下の枠に示しておりますが、この外部事象事業は試験・解析的研究、一方、地質構造事業は探査・掘削による研究が主であり、各々の担当者にひもづけられるノウハウの蓄積がございます。前者のうち、この外部事象として行っていた研究のうち、地震の活動履歴の評価において探査・掘削の必要性が増加し、かつ断層の認定・成因に関する新たな課題においても、この探査・掘削の技術的要素が不可欠となってまいりました。特にここで設定しています新たな課題では、探査・掘削のノウハウの実績が浅く、調査地域・地点・手法ですとか、仕様の決定に事前調査費用及び時間が必要となることが想定されました。そこで、この地震の活動履歴評価テーマを地質構造事業に統合することにより、探査・掘削の経験がある担当者からのノウハウの伝授が行われ、効率的な、失礼しました。効果的、計画的な探査・掘削を実施できました。これにより、仕様を決めるための数千万円程度の事前調査費用ですとか、1年程度の時間を節約することができ、効率化につなげることができました。

次の通しの16ページ、右下で13ページになりますが、ここで地質構造事業のロジックモデルを示してございます。特に右から二つ目に示していますアウトプットでは、規制活動等向上のための検討資料や学術論文等を、また、右側の列のアウトカムとしては、右下に示しています研究を通じて得た知見の審査等への活用及び専門性の向上や技術基盤の構築・維持のために必要な技術知見の取得というふうに整理しております。

次の17ページ、右下の14ページ以降には添付資料を示しておりますが、通しの24ページ、右下の21ページ以降には令和4年度の行政事業レビューシート、また、通しの33ページ、右下の30ページ以降には全フェーズの平成30年度のレビューシートを添付しておりますが、こちらの説明については割愛させていただきます。

私からの説明は以上となります。

○片山次長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、御質問、御意見がある先生方は、順次御

発言をいただければと思います。

はい、南島先生。南島先生の次が永久先生という順番でお願いいたします。

それでは、南島先生、まずお願いいたします。

○南島委員 はい、南島でございます。

御説明等ありがとうございます。一つお伺いしたいのが、レビューシートの中に科学技術・イノベーションという文言が書いてあったのですけれども、こちらは、広い意味での研究開発に含まれるものなのでしょうか。事業の表題は調査・研究事業というふうに書かれておりますけど、研究開発に含まれるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○川内管理官 地震・津波担当の川内でございます。

これは規制研究でございますが、広い意味では、この科学技術・イノベーションといった判断、判断といいますか、解釈でもよろしいかというふうに認識してございます。

○南島委員 はい、ありがとうございます。

そうしますと、国の研究開発に関する大綱的指針という評価に関する指針が、内閣総理大臣決定の文書がございしますが、こちらの網はかかるものなのでしょうか。それとも、かからないものなのでしょうか。

○川内管理官 申し訳ありません。質問の意図が、ちょっとごめんなさい、判断しかねているのですが。

○南島委員 研究開発に該当するということになりますと、国の国費を用いた研究開発は、国の研究開発に関する大綱的指針の網がかかるというふうになっているのですけれども、そちらの範疇に入るのか入らないのかということですね。成果が論文等で示されるので、研究開発かなというふうにも思われますし、そちらの網がかかるのかなというふうにも見えるのですけれども、そこはいかがでしょう。

○川内管理官 地震・津波担当の川内でございます。

安全研究の成果といたしましては、目的とするところは、審査への技術的知見の提供ですとか、あと基準類を補強する、そういった科学的・技術的に補強すると、そういった意味がございします。その手段として、学術論文ですとか、そういったところを研究の成果として公表していくと。その安全研究、公表された論文等も審査、例えば審査の中ではそれを根拠として用いるですとか、そういった関係になるというところでございます。

○片山次長 原子力規制庁次長の片山でございます。

あくまでも規制活動を支援する、規制活動に貢献するというのが目的っていうか、最終

的な目的でございますので、一般的な、何ていいますか、研究開発というものと若干性格は違うかなというふうに思っております、南島先生が御指摘された指針の純粹、通常、対象とされているものとは若干性格は違うかなとは考えております。

○南島委員 ありがとうございます。

もちろんそのことも踏まえて国の大綱的指針は定められておりますので、意思決定に資するような内容も研究開発の範疇に入っておりますので、それが該当するかどうかはちょっとこの場ではお答えいただけそうになさそうなので、また後日でも結構です。御回答いただければと思います。

以上です。

○片山次長 はい。それでは、永久先生、お願いします。

○永久委員 はい、よろしく願いいたします。

この事業の目的自体は、原子力施設の安全規制に反映させるっていうふうに冒頭にありましたけれども、レビューシートを拝見して、これが始まったのが平成25年で、令和5年度までの話を書いてあるわけですけども、そうした実際に規制に反映された成果というのはどれを見たらいいのかなというふうにちょっとずっと思っておりまして、このアウトカムというところがありますけれども、これは通しの25ページですかね、そこでアウトカムで1っていう数字があります。そのほかにも、この次のページかな、アウトカムのところを見ると、1とかっていう数字がありますけども、これが具体的にその規制に反映された数というふうに認識してよろしいのでしょうか。

○川内管理官 すみません、地震・津波担当、川内でございます。

アウトカムとしましては、御指摘のように、審査で使われた数ですとか、あと規制基準の策定、見直しにつながるような検討を図ったものをピックアップしてございます。それで。

○永久委員 それが、1という数字でしょうか。さらに、それが規制を実際に今反映されて、どのような結果になったのかというところを教えてくださいなのですが。実際にその原子力施設の運用とか活動とか、そうしたものをええ得たものが出たのかどうかっていうことを知りたいのですが。

○川内管理官 地震・津波担当、川内です。

今御指摘いただいたアウトカム2か所で1となっておりますが、具体的に審査へ使われたというところは、通しの26ページ、右下で23ページでございますが。

○内田管理官補佐　すみません、地震・津波研究部門の総括補佐の内田です。

すみません、今の御指摘の点につきまして、1っていう数字は、これは目標の最終年度での件数を書いているものでございます。それで、実際にアウトカムとして使われたものっていうのは、先ほどこちらから説明させていただいたように、火山灰の研究ですとか、あるいは下北半島の研究とか、そういったものが実際のアウトカムとして使われております。といいますのも、目標の最終年度で1としかちょっと書けない側面が実際にはございまして、それぞれのアウトカムの成果っていうのは、なかなか審査の進展との兼ね合いもありますので、以前も御指摘があったかもしれないのですが、それをあらかじめ予断的になかなか設定が難しいという側面があって、まずは、目標の最終年度の数字として1というふうに記載はしてございます。ただし、我々、それにこだわらなくて、もちろんアウトカムにしていくべきは、アウトプットからの成果の公表ですとか、そこから審査に随時反映していきたいという姿勢で、どうしても臨んでおり、やっているところでございます。

○永久委員　目標値が1っていうのはともかく、実際に成果の実績としては何があるのかなって。何か発表されたアウトプットはよく分かるのですが、それによって実際にそれが規制に反映されて、原子力施設の運用がまたそれに基づいて変わったとか、そうした具体的なこの研究の結果、何か変わったものっていうのはあるんでしょうか。

○内田管理官補佐　総括補佐の内田です。

まさにおっしゃるとおり、例えば通しのページの10ページ、右下の7ページで説明させていただいたように、こういった、こちらは六ヶ所と、それから柏崎刈羽の審査ですけども、こちらのほうでは、我々は新規制基準に適合する形で、この40万年前に対応する火山灰の認定の手法っていうものを研究の中でやっていたのですが、これがまさに審査で活用されて、それぞれの敷地の中における地層の年代の評価につながったっていうことがあります。もちろんこれは事業者もやっているのですが、我々の審査、我々の研究活動の中で得た知見を審査の中で具体的に指摘することができたという好例かと思っております。

○永久委員　質問としては、年代の評価の審査に使われたということではなくて、実際に規制自体が変わって、それによって運用とか何かが、運用っていいものは、原子力施設の安全に関する運用というものが実際に変わったのかどうかっていうことを伺っています。審査のところで使われたというか、その規制自体をそれが変えたのでしょうかということ

と、それ自体によって既存の原子力規制庁の運用とかが変わったのかという。なぜそんなことを言うかという、その安全規制に反映するのが、反映させるのがこの事業の目的ですよね。ですから、そこが実際にそうなったのかどうかを知りたいのですが。

○内田管理官補佐 お答えいたします。

まさに新規制基準が世に公にされたのが、3.11を踏まえて、断層の年代評価が変わったわけです。おっしゃるように、40万年前っていう文言っていうのはそのときに初めて出てきたものでして、それによって事業者はさらに調査を進めて、そして、審査会合の場で個別のそういった火山灰の年代とか、そういったものが議論することになったわけですね。その中で、我々のこの安全研究っていうのは、そういった新規制基準との兼ね合いの中でテーマ、課題を設定して、そして、基準、変更された基準に合う形でそれぞれの審査の中で研究成果を活用してきたということでございます。

○片山次長 規制庁次長の片山です。

若干補足しますと、個別の審査にどういうふうに反映するか、そのものが規制活動そのものですので、それ自体が規制への反映そのものだというふうに我々は捉えております。ですから、基準自体が新しい規制基準つくりましたけれども、それが抜本的に変わったというようなことは今のところございません。まさしくその基準をどう当てはめていくのかと、個別のサイトに、個別の発電所に。そのところでこういう研究成果が使われているというふうに御理解をいただければと思います。

○永久委員 十分に理解してはいる感じではないのですが、私自身が、次の方々、いろいろまだ手挙がっていますので、どうぞよろしくお願いします。

○片山次長 はい。それでは、山田先生、川澤先生の順番でお願いいたします。

山田先生、お願いいたします。

○山田委員 山田ですが、永久さんと全く同じ質問になりますけれども、この事業で全く理解できないのは、研究成果を論文誌とか国際会議で発表するのがアウトプットとしている点です。学会で認められるよりも、成果を活用して原子力施設の安全性が高まるほうが重要なんです。研究者の努力には敬意を表しますが、事業の方向としては間違っています。アウトプット指標は、事業成果を用いた審査、規制基準等の改善件数などであるべきですし、アウトカム指標は、それを用いた審査の件数とか審査において事業成果がどのように活用されたかにすべきであるというふうに思います。なので、このアウトプット、アウトカムの説明のページが根本的に間違っているというふうに思います。

実はほかにもコメントがあるのですが、この事業には直接関係しないので、後で取りまとめの休憩時間のときに確率的リスク評価について御質問したいと思いますので、それは後にいたします。

以上です。

○片山次長 はい。今のは、御意見をいただいたということで受け止めさせていただきます。

では。

○山田委員 ちょっと待って。意見じゃなくて、何でそういうふうにしなかったのかっていうのを。

○片山次長 分かりました。じゃあ、お答えいただけますか。

○川内管理官 地震・津波担当の川内でございます。

具体的に審査への活用という意味では、ちょっと内容までは示せておりませんが、通しの19ページ、右下のページで16ページでございますが、ここに安全研究の成果として公表しました調査報告書ですとか論文、それと、横軸方向に年度を示していますが、ここでは規制行政での活用時期としていますが、ここでは、下の下段の凡例で示していますように、審査会合でこういった研究成果の論文等が具体的に提起されて、それを活用して議論がなされたというところを星取りでマークしてございます。ここに示していますように、平成26年が、この例ですと、平成26年度から令和元年度にかけまして星印で示していますようなところが論文等を公表した年度になっておりまして、それが実際の審査で引用されたところを丸印で示してございます。ちょっとこういった形で具体的な活用というのはなされているというふうに認識しております。

ただし、ちょっと申し訳ありません、レビューシートの中で、こちらが少し具体的に見えるような形の記載にリンクしてできてないというところは、ちょっと申し訳ありません、ちょっとカウントの仕方、今後検討させていただきたいと思いますが、こういった形で活用はなされております。

あともう一つ、通しの9ページで、右下の6ページの、ここに安全研究、原子力規制と安全研究の関連を漫画で示しておりますが、今説明したのは、右上の2. の適合性審査業務と3. の安全研究業務の関係です。

もう一つ、先ほどから議論になっております1番の規制基準等の整備というところとも関係しておりまして、これまでの知見を覆すような知見が仮に出たとすれば、このガイド

等の基準ですとかガイドの見直しに至るような研究に該当するかと、研究をする必要があるかというふうに考えておりますが、現在、この地質の研究におきましては、そこまで至らずに、規制基準等の補強の必要性と下に向けた矢印で示しておりますが、ここでは特に審査ガイド等におきましては、例えばこの40万年より新しい断層については評価対象となりますが、その判断について具体的な方法等は示してございません。ただし、事業者はそういったときでも、何らかの手法を用いまして、そういった年代の結果を審査の中で報告してまいります。その考え方といいますか、そういった年代の評価の仕方の、例えば具体的研究の成果を具体的な研究事例としてガイドの中で補足説明を加えることによって、このガイドの分かりやすさを増すということで、そういった内容を事業者にも知らせることができるし、審査官についても共通の認識ができると、そういったふうな運用を今目指しているところでして、現在研究でやっています、研究で行っています震源の断層として考慮する活断層か、それとも、昔の地滑りの痕跡のように地震を発生させないものかを識別する必要がございますが、そういった成果は近い将来、この審査ガイドを補強できるような知見として整備していくところを今、目的としてございます。そういった形で、そういった意識で、先ほどの令和5年度の最終的な目的のところのアウトカムを1件としているのは、今、例えば今言ったような説明のところを対象としております。

ちょっとすみません、長くなりましたが、説明以上です。

○片山次長 はい。じゃあ、川澤先生、お願いいたします。

○川澤委員 御説明ありがとうございました。

資料の通し番号6、右下の3ページの部分で、安全研究の意義で、科学的・技術的な見地から独立して意思決定を行うというお話ございました。先ほどの御説明の中でも、事業者は事業者独自でこういった地質構造についての研究が行われていると。で、それとは別に、規制庁でもこういった研究を行っているというふうに理解いたしました。そのときに少し疑問に思いますのが、事業者自身がこういった形で研究を行っているかということの、その研究の体制ですとか方法についてもきちんと規制庁で確認されてらっしゃるのでしょうか。と言いますのも、仮にこの安全研究、外部の研究機関に委託して行われておりますので、仮に民間事業者も同じ機関、もしくは強く関係する機関に委託していますと、複数の視点からの研究にならずに、ある意味、独立した意思決定ということにつながらないのではないかという懸念を持ったのですが、その辺りというのはいかがでしょうか。

○内田管理官補佐 総括補佐の内田です。



先ほど、事業者の研究という話があったのですが、研究というよりは、事業者が調査を、審査のために調査を行っているところで、ちょっと研究ベースではないっていうことは1点回答したいと思います。

その上でですけれども、事業者、電力業者ですね、電力事業者もやはり、自分の自らの調査に関しては、大手の地質のコンサルタント会社などをお使いになっていると思うのですね。そのとき、我々もやはり自ら調査することもありますし、外注して会社に頼むこともあるし、あるいは委託であれば、大学とやっていることもあるんですけども、そういった場合に、過去、やはり地質コンサルタントでオーバーラップしているっていうようなことはあったんですけども、ただし、契約時には原子炉規制法の規制対象となるものではないかどうかとか、あるいは、原子炉規制法の許認可対象となる設備の製造事業者ではないこととか、それから、それらの子会社とか団体ではないこととか、あるいは外部調査する、今の例ですと、大手のコンサルタント会社ですね、そういった会社と同時期に同じ内容の業務をそれらの者から受注したものではないこととか、そういったことをつぶさに確認はしてございます。そういった意味では、我々と事業者側の調査会社が少なくとも、まず同じ地域で実施することはまずないと。それは言えると思いますが、内容につきましても、同じ内容を実施していませんよねということは確認はしてございます。

はい、以上です。

○川澤委員 分かりました。ありがとうございます。

もう1点なのですけれども、通し番号の11ページ、右下の8ページの部分で、先ほど来いろいろと議論がございました。安全研究をどう活用されているかという点でもう1点お伺いをさせていただきたいんです。

このスライドで、この研究が個別施設の審査に活用されたということは理解いたしました。通し番号19ページで、複数の審査でも活用された実績があられるというふうに伺いまして、例えばこの安全研究が東通の立地している下北半島での調査結果が個別のこの東通の施設だけの審査ではなくて、ほかの地域に立地している施設の審査にも活用されたといったようなこともあるんでしょうか。つまり、特定の施設の特定の場所での研究を活用するといったことでは、複数回活用するというのではなくて、ほかの場所の審査にもきちんと活用されている、展開されているということは一つの成果だと思うのですが、その辺りっていうのはいかがでしょうか。

○川内管理官 地震・津波担当の川内です。

今の件につきましては、資料ですと、通しの10ページで、右下の7ページでございますが、ここで火山灰を利用して地層ですとか断層の年代を評価する手法を論文としてまとめたというふうに紹介いたしました。これにつきましては、例えば特定の原子力施設のためにこの調査を行ったのではなくて、例えば東日本ですとか、関東・東北地方ですとか、そういった広域を対象としまして、こういった歴史的な火山の噴火というのは、そういった広域的に火山灰が分布しておりますので、そういった広い地域に対してこういった年代と深さの関係を求めまして、こういった、データベース的にこういったものを整備しておくことによって、原子力発電所、次に個別の原子力発電所に着目したときに、審査になりますが、審査でその当該、今、審査を行っているサイトでこの火山灰のこういった知見を利用できるのであれば、審査の中でこれを、要は事業者も使うかもしれないし、その事業者が評価した、調査した結果の妥当性をこの知見をもって審査の中で判断するというふうな使われ方になるというふうに認識しております。

○川澤委員 分かりました。具体的な実績については、どう指標を設定するかというのは、先ほどお話もございましたけれども、いわゆるほかの施設でも展開ができたというところはフォローして成果実績にしていってもいいのではないかというふうに思いましたが、目的としてそういったところも視野に入れられているというところは承知いたしました。どうもありがとうございます。

○片山次長 はい。それでは、吉田先生、お願いします。

○吉田委員 はい、吉田です。

御説明ありがとうございます。私のほうから、行政事業レビューシートに関して3点ほど質問がございます。

一つ目が、通しで33ページ、個別では、右下では30ページの平成30年度の行政事業レビューシートでは、平成29年度における翌年度の繰越しっていないのがないのですけれども、一方で、通しで24ページ、右下21ページの令和4年度の行政事業レビューシートでは約2億1,400万の繰越しっていないのがございます。これ内容ってというのは何になりますでしょうか。

○内田管理官補佐 総括補佐の内田です。

こちらのほうは、調査をしようとした段階、計画段階では、そこで調査できるっていうふうに踏んで我々始めていたものが、地権者の土地について、ちょっと土取り場だったものですから、それまで操業されていなかったところが急にちょっと操業状態に入ってしまった

ったということで、ちょっと我々の当初の予定どおりの調査がちょっと急にできなくなってしまったっていう事情で、やむを得ず翌年に繰り越したというものでございます。

以上です。

○吉田委員 はい、御回答ありがとうございます。

続きまして、また平成30年度と令和4年度の比較になってしまうのですが、例えば通しで25ページ、右下で22ページの成果目標、成果実績、アウトカムの一つ目ですとか、三つ目ですね、こちらについては、断層破碎物質を用いた云々云々、最後、規制基準等の策定や見直しに用いるですとか、個々の審査等に活用するっていう箇所がございまして、こちらは令和4年度のほうでは、最終年度である令和5年度で目標値が1件になっていますと。一方で、全く同じ内容が平成30年度の行政事業のレビューシートのほうでも、目標最終年度、33年度で目標値が1件というような形になっているのですが、これは何かどういうふうに理解したらよろしいですかね。何か先延ばしになっているのか、それとも、何か研究内容が追加されているから、ちょっと後ろにずれ込むのはやむを得ないのかがちょっと分からなかったのので、御説明をいただけますでしょうか。

○内田管理官補佐 お答えいたします。

先ほど回答した内容と一部重複はしますが、やはりアウトカムとしては、審査への活用というものとか、あるいは審査ガイドへの活用ですね、改正とか、そういったところを狙っておりますので、そういったものってなかなか長期間のターゲットになってまいります。ですから、30年度のときもそうだったのですが、令和4年度のときもそうであるように、なかなか毎年毎年の活用っていうのをなかなか当初から見込むことができないという状況がありました。ただ、それはあくまでも最終的な目標として掲げているものですから、先ほど来から申し上げているように、個々の研究、個々の審査への活用という意味では、それぞれのアウトプット、アウトカム指標にはなっておりますので、いずれにしても、そういった考え方で進めているところでございます。

○吉田委員 御回答ありがとうございます。

そうしますと、ちょっとここは目標とすべきアウトプットですとかアウトカムをちょっとほかのものに設定したほうがいいかなというように考えられる部分になるかなというふうに考えております。

あと、最後の質問となりますけれども、令和4年度の行政事業レビューシートと平成30年度とで比較していったときに、例えば、そうですね、通しで27ページ、個別の24ペ

ージのほうで、事業所管部局による評価に関する説明というのがばあっと記載いただいでいまして、結構内容は同一のものが散見されたんですね。本当にこれ変更がないのか、同一でよいのかっていうのが気になりましたというのと、また、ほかの事業もそうなのですけども、例えばこの行政事業レビューシートの中で、単位当たりコストの水準っていうのを算出されている箇所っていうのがございますと。で、これが何か本当に妥当と言えるのかっていうのが、なかなか結論付けが難しいかなと考えています。例えばこの通しの25ページ、26ページにかけていろいろ御記載いただいていますけれども、全て執行額が結局、この事業の合計金額、例えば令和3年度でしたら3億4,300万みたいな形で、分子が全く同じで、分子の執行額が全く同じで、これを何か活動内容ごとにうまく分けられないのかなっていうのが気になっております。普通、予算を策定するときって、こういう事業のこの内容に幾らかかる、この内容に幾らかかるっていう、別々に定めていって、その積み上げで予算を立てて、で、請求するっていうふうになると思うのですけれども、今のこの評価の仕方だと、全部ごちゃっとまとめて、分子だけ一緒に、何か分母の件数だけ違って何か単位当たりコストを求めているのですけど、これだと、何かこのコストの妥当性っていうのが何か全然分からないなっていうふうに思うのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○内田管理官補佐 はい、お答えいたします。

まず、最初の御質問に関しては、例えば、そうですね、通しの27ページ、右下の24ページですけども、こちらは、評価に関する説明のところ、確かに似たような記載かなという印象は確かに持たれるかもしれませんが、一応私どもとしましては、毎年この内容については書き方を考えてはいるところがございます。ただ、御指摘のところは理解いたしますので、それにつきましては、今後の参考っていうか、取組の中で改善できるところは改善していくっていうふうにしたいと思います。

そして、2点目につきましても、確かにおっしゃるとおり、コストの面ではかなりばくっとした、トータルとしての額を記載しているっていうのは、御指摘のとおりかなとは思っています。それで、これをテーマごとにちょっと細分していくかどうかっていう判断になるかもしれませんが、そこは基盤グループ全体の研究活動の中との足並み、調和的なところもありますので、この研究もそうですし、ほかの研究もそうかもしれませんが、ちょっとそこは所管課とも相談して、筆頭課と相談してちょっと進めていければなというふうに思います。

○吉田委員 はい、御回答ありがとうございます。

結局次の交付金の事業でも、私、同じことを申し上げちゃうのですけれども、これはやっぱ予算の妥当性を検討するときに、ちゃんと分けてないと何も判断できないっていう形になりますので、御留意いただければというふうに考えております。

私からは以上です。ありがとうございます。

○片山次長 はい、質疑応答の途中ではございますが、適宜判定、コメントの作成を開始をしていただきまして、作成された方から事務局へメールで送信していただきますようお願い申し上げます。

それでは、質疑応答を続けます。

飯島先生、お願いします。

○飯島委員 はい、御説明ありがとうございます。

時間が迫っています。手短にちょっと2点、私のほうから質問させていただきたいと思っています。

まず第1点としては、レビューシートの、令和4年度のレビューシートの中で今後の改善方針というのが示されておりまして、その中に他機関との共同研究を行うという趣旨の事項が記載されているかと思えます。この原子力規制庁の安全研究において、過去のレビューにおいても、委託研究がいいのか、共同研究がいいのかっていう議論はかなりなされてきたかと思うのですね。で、特にこの共同研究については、ほかにこの原子力規制庁の事業として原子力の安全研究体制の充実強化事業というのがあって、その中でもかなり共同研究がいろいろ推進されてきているところだとは思いますが、そういうような動き等も含めて、今回、この事業において共同研究、他機関との共同研究っていうのは別に悪いことであるとは思わないんですけれども、その共同研究進めるに当たっての積極的理由づけ、若干知識が不足、分析力が不足しているというような疑念も示されておりますけれども、何かほかより積極的な理由というのがあるのかどうか。その辺のところの状況について教えていただきたいと思います。

それから、もう一つは、この事業の研究における、安全研究における意義であるとか位置付けというのは、資料の中でもほかの研究課題との関連性を示していただくなど、かなり御配慮いただいているかとは思いますが、ただ、説明を伺っていますと、原子力規制における安全研究の基本方針がまず最初にあって、その後で、例えば通し番号の15ページのところに予算の削減であるとか時間の節約っていうのを示されているんです

けれども、ただ、もう少しその中間のところ、この事業がどういうふうな形で決定付けられて、どういう重要性があるのか、また優先順位があるかっていうのをもう少し子細に説明していただくことが必要なんじゃないかなというふうには感じました。

特にちょっとこれは間違っていたら教えていただきたいんですけども、私なりにちょっと原子力規制庁の、原子力規制委員会のホームページ拝見しますと、先ほどの安全研究の基本方針にのっとって、毎年度、今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針というのが発表されていて、その中に短期的課題と中長期的研究課題というふうに2通りありますね。で、その中でちょっと気になったのは、令和4年度に移った段階で、先ほどもちょっとお話ありましたが、地震に関する確率的ハザード評価信頼性向上というのが中長期的研究課題から短期的研究課題に切り替わっているわけですね。ずっと長いこと中長期的研究課題だったのですが、この1年間で急に変わったと。短期のほうへ切り替わっているっていうのは、それは例えばこの本研究がほかの事業と統合された効果の一つというふうに理解してもよろしいのかどうか。特に確率的ハザード評価っていうのは、この研究事業とも深く関わっているように伺っておりますので、その点について事情を、簡単で結構なのですが、教えていただければと思います。お願いします。

○内田管理官補佐 すみません、内田のほうからお答えいたします。

まず最初の共同研究か、または委託かっていうところの選択なのですが、御存じのとおり、委託になりますと、やはり委託先に知的財産権ですとか、あるいは、そうですね、論文公表に関しては、委託先のほうにプライオリティーがあるという状況になります。ただ、我々自身、職員の論文を書くっていう活動のこととかも踏まえると、もちろん物によっては委託じゃないとできないものもありますが、極力共同研究にすることによって、先方、大学の先生たちとの議論も深めることができ、さらに、一緒に論文を書いていくというような活動ができるので、ある意味、お互いよい状態で進めることができるっていうことがあります。もちろん例えば委託先がもともと持っているものを使わなければいけないとか、そういった事情があるときには、委託事業で進めざるを得ないっていうことがあります。ですので、職員自らの分析力の向上っていうことを踏まえて、できるだけ共同研究も進めていくっていうことでやってございます。それが1点目ですね。

2点目につきましては、意義とかそういったところについては、確かに少し分かりにくいところがあるかと思います。ここについては、川内管理官のほうから説明さしあげたいと思います。

○川内管理官 地震・津波担当、川内です。

2点目の実施方針、安全研究の実施方針についての御指摘、御質問でございますが、まず、地震動の研究は、この地質の研究とは別研究になってございまして、ただし、この地震動の研究のベースとしては、この地質での研究成果というものは非常に強くリンクしておりまして、要は地質の研究のほうで断層の評価を行いまして、その断層からどのような地震動が発生するかというのは地震動の研究のほうで行ってございます。

確率論の研究につきましては、中長期から短期に見直したというところでございますが、今、特に検査制度でも確率論を適用といいますか、準用するような動きになってきているということと、そういった周辺状況を踏まえまして、規制庁内でもPRAにそれなりの力を入れていく必要があるというところを、規制委員長からもそういう話がございましたので、今、そういった意味で、地震動の確率論的なハザード評価といったところは、短期的といえますか、少しスピードを上げて、なるだけ、研究内容ごとに区切りは設けておりますが、ある部分は短期的にやっていくというふうに整理をし直しているという状況でございます。以上です。

○飯島委員 はい、ありがとうございます。

第1点のほうは、先ほど詳しく御説明いただきましたけれども、規制庁全体としての方針もあると思いますので、それとの引き続き留意をしてやっていただきたいと思います。

それから、2点目についても、今御説明いただきましたけれども、やはり具体的に分かりやすく引き続き説明していただくことがよろしいかと思っておりますので、それについても御留意いただければと思います。どうもありがとうございました。

○片山次長 はい、ありがとうございました。

時間も大分押してきておりますので、今お手が挙がっている山田先生と永久先生で質疑は終了ということにさせていただければと思います。

それでは、山田先生、お願いします。

ミュートになっています。山田先生、御発言、ミュートになっています。

○山田委員 僕は、取りまとめをしている間に発言したいということで、今、手挙げたので、永久さん、先にどうぞ。

○片山次長 それでは、永久先生、どうぞ。

○永久委員 ありがとうございます。

これ令和5年度で終了予定になっている理由というのを明確に教えていただけたような

ことがないような気がするのですけども、教えていただけませんか。

○川内管理官 地震・津波担当、川内です。

現時点での計画としては、令和5年度を一つの区切りとして終わりというふうな表現にしておりますが、安全研究の重要性を鑑みますと、この後もまだ課題というのはかなり残っていると思いますので、次の見直しの段階で、フェーズに来たときに、延長といたしますか、そういった形で研究事業としては続けさせていただきたいというふうに考えてございます。

○永久委員 継続を前提で、ここで一旦終了するという、そういう認識でよろしゅうございますね。

○川内管理官 はい。

○永久委員 はい、分かりました。以上です。

○片山次長 それでは、これで質疑応答を終了ということでございます。

事務局から御案内をいたします。

○河原参事官 はい。これから事務局で集計作業を行います。集計作業中、会議は休憩といたしますので、委員の皆様方、音声及び映像をオフにさせていただいて差し支えございません。再開は10分後、16時20分を予定しております。

また、まだ判定及びコメントを送信されてない方は、送信をいただきますようお願い申し上げます。

○片山次長 はい。それでは、山田先生、どうぞお願いします。

御発言、ミュートになっています。

○山田委員 今の活断層があるかないかっていうのを、それがいつ頃に動いたものかっていう調査は、要するに確率論的リスク評価のためなんですよね。問題は、その確率論的リスク評価が国民に全く理解されていないってことなんです。この前の泊原発の判決を見ても、裁判官は全く理解してなかったように僕には思えます。日本海で10mを超える津波が来る、起きる確率とか、地盤の液状化で防波堤が崩れる確率とかっていうのは、ちゃんと考えれば、確率論的リスク評価をすれば、判決は変わったはずなんですけど、裁判官は住民の不安を重視するっていうことに終始しています。せっかく規制庁、あるいは委員会が推進している確率論的リスク評価っていうのは、とても正しい、サイエンティフィックには正しい考え方なんですけども、浸透していないという点では、この今日の事業とは別に、確率論的リスク評価に関する国民理解の向上事業っていうのをぜひ進めていただき



たいというふうに思います。

以上です。

○片山次長 はい。御意見として拝承させていただきます。

(休憩)

○片山次長 それでは、議論を再開したいと思います。

事務局から集計結果を御説明いたします。

○河原参事官 会計担当参事官の河原でございます。

まず、評価の集計につきましては、事業全体の抜本的な改善を提示された方がお二方、事業内容の一部改善を提示された方が4名の方ということとなっております。

それぞれのコメントを簡単に御紹介いたしたいと思います。

飯島先生からは、委託研究でなく、共同研究である必要性、共同研究の締結先、選定理由などを明確にして、原子力研究体制の充実強化事業との整合性も考慮すべきだと。また、個々の研究課題や調査について、規制基準等の補強、審査実績との関連性を明確にすべきだ、個々の研究課題の関連性について一定程度の説明がなされているが、研究課題の優先度や重要性などについては十分に分からないところがあるなどの御意見をいただいているところでございます。

南島先生からは、国の研究開発に関する大綱的指針の対象となるか否かという点。仮に対象となる場合には、規制庁としてこれを踏まえる必要があるとともに、規制庁において研究開発評価指針を定めた上で、研究開発評価を行う必要があるのではないだろうかなどの御意見をいただいております。

吉田先生からは、必要な事業だとは感じているが、調査研究の成果がどのように活用されているのか、費用対効果が分かりづらい。知見を実際活用した場合、どのような効果が得られるのかなどについて、評価する仕組みを取り入れていく必要があると感じたという御意見。それから、アウトカムの一つ目、断層破碎物質を用いた断層の活動性評価、活動層の認定及び変位、変形の成因の評価、活断層の活動履歴の評価に関する研究の成果を規制基準等の策定や見直しに用いるなどの箇所について、目標値を目標最終年度で1とすることは目標として適当ではないのではないかといった御意見をいただいております。

川澤先生からは、成果目標について、個々の審査等を活用した件数の各年度の実績を可能な範囲で明記すべきではないか。一つの安全研究を複数の施設の審査に活用した件数、また有無といった安全研究の水平展開に関わる指標も設定することを検討すべきではない

かといった御意見をいただいております。

永久先生からは、地質構造に関する基礎研究は重要であると認識するものの、本事業は、その根拠として、法律の趣旨である原子力事業所に設置されるものに関する安全の確保を図るためという目的に対して、迂遠で研究自体が目的化している印象があると。加えて、本事業の成果は原子力施設のみならず、幅広い学術分野、公共政策に対して有益なものになるはずのものであり、研究自体は存続させるべきとは考えるが、原子力規制委員会から支出する合理性は希薄と考えるといった御意見をいただいております。

山田先生からは、この事業について理解できないのは、研究成果をアウトプットとしている点。アウトプット指標は、事業成果を用いた審査、規制基準等の改善件数などであるべきで、アウトカム指標は、それを用いた審査の件数や審査において事業成果がどのように活用されたかにすべきであるといった御意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

○片山次長 はい、事務局からの御説明は以上でございます。

今の御説明内容に追加の御質問等ございますでしょうか。

もしよろしければ。

永久先生、お願いします。

○永久委員 今のコメントに対するコメントなのですが、全てを読まずに部分的に御紹介されているので、本来書いているところと趣旨を間違えて捉えられると嫌だなと思ったわけです。

以上です。

○片山次長 失礼しました。それでは、永久先生のコメント、もう一度きちっと読み上げてください。

○永久委員 いや、もう結構です。

○片山次長 よろしいですか。

○永久委員 はい、結構です。

○片山次長 はい、申し訳ございませんでした。

あと、南島先生からいただいた、大綱的指針に基づいてきちっと研究自体の評価をしているのかという、そういう御質問。

○南島委員 趣旨としては、例えば今般いただいた統合的なファイルを検索しますと、「評価」と打ち込みますと258件出てくると。それから、「炉等規制法」のほうも32件と。

評価という言葉がたくさん出てくるのですが、必ずしも統一されてない。そういう意味で、評価の概念がやや不安定のようなので、評価のポリシーをきちんと安定させるほうがいいのかなど。皆さんの御意見も、評価をめぐって、その不安定性をめぐっていろいろと御意見が出ていたように思いますので、規制庁としても評価の概念を安定させたほうがいいのかなど。あるいは交通整理していただいたほうがいいのかなど考えてのコメントでございます。

○片山次長 はい、ありがとうございます。

この安全研究をどういうふうに評価をしていくのかという方針は、規制委員会でも策定をしております。それに基づきまして、事前評価、プロジェクトの長いものは中間評価、事後評価、さらにその後のフォローアップ評価というような4段階の評価体系を持っておりまして、毎年これでPDCAを回していくということを安全研究については横断的にやっております。そのプロセスの中で、外部の研究者の方々ですとか、あるいはもう電力会社ですとかメーカーの実務経験者の方にも外部評価に入っていただくような形で、体系的な評価というものを実施をしているところでございます。

補足の御説明、以上でございます。

○南島委員 本件事業については、今おっしゃった説明は妥当するということでしょうか。

○片山次長 はい。安全研究プロジェクトとしての評価は、そういう形でやっております。今回は行政事業レビューということで、行政事業レビュー全体の体系の下での評価ということになっているということでございます、はい。

永久先生、どうぞ。

○永久委員 ちょっと確認なのですが、これ今、個々のコメントが紹介されましたけれども、全体としてのコメントというか、評価といえますか、そうしたものは、今回はまとめみたいなことはやらないということでしょうか。

○片山次長 すみません、今からお諮りをしたいというふうに思っておるのですが、まず。

○永久委員 あっ、そういうことなんですね。失礼しました。

○片山次長 はい。申し訳ございません。

それで、御説明いたしましたように、6人の先生方からの評価としては、事業全体の抜本的な改善という方がお二人、事業内容の一部改善という方が4人ということでございます。したがって、全体のこの事業の評価としては、事業内容の一部改善ということに

させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、この事業につきましては、事業内容の一部改善ということにさせていただきたいというふうに考えます。

各先生方からいただきましたコメントにつきましては、後日、事務局を通じて改めて御照会をさせていただいた上で、ホームページ上で公表したいというふうに考えてございます。

議題1については、以上でございます。

○山田委員 それではまずくて、何を改善するのかということについての、2行、3行でもいいので、今言っただけですか。

○片山次長 少々お待ちください。

○河原参事官 ただいま御議論いただいた内容につきまして、コメント、御意見を踏まえて、必要な改善方策、こちらについてお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

○山田委員 それでは駄目なんですよ。行政事業レビューって、この今日終わるときまでに取りまとめ、原案が少なくとも提示されて、委員の人たちが、外部委員の人たちがそれで大体いだろうっていうことで納得して、委員会を終了して、その後、改めてメールで照会されて、細かな修正が入るけれども、大筋、こういうようなもので取りまとめるというところまでは進まないといけないので、一部改善というのであれば、何を改善するのかということについて、これとこれとこれについて改善を図りたいということを書いてもらわないと、議論は終わらないのです。行政事業レビューのやり方に外れています。

○片山次長 6人の先生方のコメントの中でやはり一番多かったのが、アウトプット指標、アウトカム指標の設定のところの御議論が多かったかというふうに思います。そういう意味で、この点について見直しを行うというのが、まず改善点の一番初めに来るのではないかというふうに考えます。

それから、もう一つございましたのが、行政事業レビューシートの書き方に関わってくるところですけれども、そういうアウトプット指標、アウトカム指標の見直しなども踏まえて、レビューシートの記載というのにしっかりと反映するという、この点が皆様方の御意見の最大公約数ではなかったかと考えておりますが、今のような取りまとめでいかがでございましょうか。

○山田委員 今の話に火をつけた山田としては、妥当な方向だと思います。ありがとうございます。

ざいます。

○片山次長 ほかの先生方もよろしゅうございますでしょうか。

○永久委員 それについても私自身も記述していますので、オーケーです、はい。

○片山次長 それでは、この事業の判定といたしましては、事業内容の一部改善、それで、どういう改善内容かというところは、アウトプット指標、アウトカム指標というところを、より事業の目的が明確になるように検討するというところで取りまとめをさせていただきたいと思います。

それでは、一番初めの議題は、これで終了させていただきたいと思います。

ここで事務局のほう、人を入れ替えますので、しばらくお待ちください。

それでは、引き続きまして、議題の2、放射線監視等交付金及び環境放射能水準調査等事業に入りたいと思います。

なお、本議題につきましては、内閣府の山田太郎大臣政務官にも御臨席をいただいております。山田大臣政務官から一言御挨拶を頂戴いたしたいと思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○山田大臣政務官 内閣府大臣政務官の山田太郎でございます。よろしくお願ひします。

6月1日から行政事業のレビューの公開プロセスが各府省庁で行われているのは、皆さんもう御承知で、参加していただいているかと思ひます。本当に皆様方、それから各府省庁のお知恵を借りながら、公開の場で自らの事業の点検を行うことで、各事業の効率的な、効果的な実施に向けた改善、見直しを推進しています。その議論を公開することで、国の行政の透明性を高めて、国民の皆さんに御理解、御関心を持っていただくということが大変有意義なことだと考えています。特にデジタル技術の急速な進展や、コロナ禍の環境変化など、行政の在り方ももっと見直していかなければいけないという状況にあると思ひています。

こうした考えで、昨年秋のレビューは、行政の無駄の削減ということを中心に行われていたのですが、旧来型の組織や社会をどう再構築していくのかということは、今回特に問われているのではないかなと思ひています。特に今年の1月には行政改革推進会議の下にワーキンググループをつくりました。行政の無謬性神話から脱却するということが大変重要だということで、ワーキンググループのテーマにさせていただきました。まさにデジタル時代にふさわしい政策形成や評価の在り方ということを議論してきましたけれども、その提言も去る5月31日に取りまとめまして、意思決定におけるEBPMの観点の導入とい

うことも重要になりました。今日の参議院の本会議でも、行政事業レビューというのは大変重要な議論として1日議論されていたところであります。この行政事業レビューを活用するための御意見も、行革担当政務官としても重要だと考えておりますし、ぜひ議論を深めて、順次実行に移していきたい、このように思っています。

今般の公開プロセスも、単に改革ということではなく、行政の無謬性神話にとらわれることなく、前例を排して、例えばここが悪かったとか、ここに責任があるのではないかと責めるのではなく、こうすれば良くなるんじゃないか、こんなやり方もあるという前向きで建設的な御意見をいただいて、みんなの行政だという観点で、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと思います。各府省庁の皆様にも御議論をしっかりと受け止めていただきまして、事業の改善につなげていただければと思います。

○片山次長 はい、政務官、ありがとうございます。

それでは、議題2につきまして、事務局から想定される論点を御説明いたします。

○河原参事官 会計担当参事官の河原でございます。

資料1に戻っていただき、通し番号の3ページになりますけれど、公開プロセスに係る論点についての資料を御覧ください。2.放射線監視等交付金及び環境放射能水準等調査等事業についての想定される論点を記載しております。

一つ目、事業内容に鑑みて適切、妥当な予算規模となっているか。二つ目、両事業間の重複等はないか。三つ目、放射線監視等交付金について、令和3年度より内閣府から緊急時モニタリングに係る交付金が移管されたことは、事業にどのような効果をもたらしたか。四つ目、環境放射能水準等調査等事業のうち、地方公共団体以外へ委託している事業について、委託先の選定等は適切に行われているか。以上4点を掲げさせていただいております。

○片山次長 ありがとうございます。

次に、竹本放射線環境対策室長から事業内容を御説明いたします。

○竹本室長 放射線環境対策室長の竹本です。本日はよろしく願いいたします。

早速ですけれども、資料3、通しページで42ページ、資料3の表紙のところですね。放射線環境対策交付金及び関連する事業として、この前選定されました環境放射能水準調査等事業委託費の概要の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、続きまして、次のページ、通し番号43ページ、1ページ目のところでございます。放射線監視等交付金事業につきましては、こちらは原子力施設の立地道府県とか、またそ

の周辺の隣接府県において、原子力施設から周辺の平時からの放射線の影響について監視すると。それとともに、実際の原子力災害が発生した場合には、住民の安全の確保のため、避難、もしくは屋内退避等していくと。そのための放射能の調査をするといった、それに係る費用とか施設、設備、そういったものに対して国が自治体に対して交付金を支出するというものでございます。基本的に原子力災害、災害なのですけども、こういうのは災害対策基本法とか原子力災害対策特別措置法などに基づいて、住民の安全を確保する、その辺りの具体的な対策は自治体が行うと。他方で、原子力災害に関しては、国が関係機関を統括して対策を取るということもありますので、平時からきちんと自治体のほうに監視体制を整備してもらわなきゃいけないということで、交付率につきましては100%ということになっております。

続きまして、次のページでございます。通し番号44ページ、資料番号2ページのところでございますけども、交付対象自治体については、オレンジが原子力立地県、黄色のところは周辺のところで、周辺の道府県でございます。実際、各施設に、いや、各都道府県に原子力施設が幾つか建っております、それに応じて基本的に監視網が決まるということなので、こういう形でそれに応じた金額を支出しているとなっております。

続きまして、45ページ、通し番号45ページ、次、3ページのところでございます。放射線モニタリングにつきましては、基本的に平常時モニタリングと緊急時モニタリング、この二つに分かれてございます。基本的に原子力施設からは平時からでも、法令の基準値以下なのですけども、放射線とか放射性物質が放出されています。そういったものにちゃんと監視しようということで、平常時モニタリングの体制を行っております。一つは、左下のほうの絵が、写真がありますけども、ごてごてしたモニタリングポストと、こういったものを観測局をつくっていただいて監視すると。それ以外には、放射性物質が土壌とかに蓄積してないかと、そういったものを監視するということをしていただいております。そして、原子力事故が万が一発生した場合は、その後、異常なぐらいの放射性物質が放出されます。そういう場合は、住民が屋内退避をしていただくとか、即事避難をしていただくと、そういう判断をしていかなきゃいけないのですけども、そのための情報の収集が必要だということになっております。真ん中右辺りに愛媛県の地図がありますけども、これ色分けがしてありますが、この区域が措置を取る単位ということで、住民に避難していただくときに、避難する方法とか、バスとかで避難させていただくということもありますので、そういった単位で、ここは逃げなきゃいけないか、ここは屋内退避しなきゃいけない

かということで、モニタリングポストを一つ一つ置かせていただいています。この区域については、自治体と内閣府のほうで議論して決まっている。その決まったものに対して我々が、自治体がモニタリングポストを立てますので、我々はその資金を交付するという形になっております。

続きまして、次のページです。原子力災害対策重点区域という形で、原子力施設から半径30km圏内というのを重点区域といたしております。それで、16方位ということですね、ごとにモニタリングポスト、黄色のものが平時のモニタリングポストと、こういう形で立てさせていただいております。もう一つ、青色のモニタリングポストは、先ほどの緊急時ですね、住民の避難とか屋内退避とか、そういったものを判断するためのモニタリングポストでございます。こういうのは住民がたくさんいるところはたくさん置くと、そういう形になります。

続きまして、47ページ、こちら空間放射線量測定・公表の具体的なイメージになります。左のほうで、モニタリングポストで空間中の放射線量を測って、県が、道府県が設置しております放射線監視センターで情報を集めて、それで住民への公表とか国のほうに情報を送っていただいて、国のほうでもインターネット上で公開するということをしております。この左のほうのモニタリングポストなのですが、福島事故の教訓を反映しまして、通信を多重化すると。衛星通信と一般の専用回線、そういったものを必ず2本用意していただいて、どちらが途切れてもちゃんと情報は届くということにさせていただくと。その他、電源の多重化ということで、実際に外部電源が切れても、しばらくの間、職員が燃料供給しなくても電気が発電して、電気、情報が発信できるようにするというので、数日以上補給不要な非常用発電機というのを付けてもらうということをしております。

続きまして、48ページでございます。6ページのところでございますけれども、環境試料の放射能測定という形で、原子力施設周辺の土とか水とか食べ物とか、そういったものを各自治体が専門家の意見を聞いて、この辺のものを取ろうということで集めています。それを各自治体が整備している放射線監視センター、施設の中で分析をしております。右下のほうに測定件数がございます。これが、環境試料の測定が大体年間6万件、空間放射線量率の測定なのですが、丸1日モニタリングポストが稼働すれば1件と数えまして、約20万件という数字になってございます。

続きまして、49ページ、事業費の推移というところでございます。例年大体70億円ぐらいなのですが、令和3年度、内閣府のほうから原子力発電施設等緊急安全対策交付



金のうちの緊急モニタリングに係る部分というものが、平時から緊急時までシームレスにつなげるという目的で内閣府から規制庁のほうに移管されてきました。これが大体約17億円程度でございます。ということで、令和3年度は約15億円程度ですね、そういったものが、予算が増えてございます。この統合の効果でございますけども、左下のほうに、緊急時モニタリングに係る内閣府が、すみません、業務が移管されたことによる合理化ということで、緊急時対策の設備というのは基本的に緊急時対策、緊急時に使うというものでございますので、要するに平時でつけているモニタリングポスト等が壊れても、基本的に緊急時に使うものは使わないでくださいということになっておりました。ただ、モニタリングポスト、可搬型モニタリングポストっていうのは例に挙がっていますが、これは別に緊急時でも使えるものです。ですので、平時で例えば更新とか故障とかの間、これを代わりに置いているときにも、そのまま緊急時が起きても、そのまま使えますので、こういったものを統合することによって、二重に整備するということの必要性はなくなりましたということになります。今後、こういったものが設備更新で、どんどん二重に整備したものが減っていくということになります。

続きまして、次のページ、通し番号50ページ、こちらの資料3では8ページになりますけども、環境放射能水準調査等事業委託費についてでございます。こちらのほうは、平時より47都道府県の環境の放射能、放射線、そういったものを調査しております。自治体のほうに委託して実施しております、万が一異常値を検出した場合は、原子力施設からの影響なのか、もしくは過去の核実験、大気核実験等で放射性物質が大気中に含まれていまして、それが落ちて、そういったものが日本に降下してきた、そういったものの影響なのか、もしくは、昔ありましたチェルノブイリ原発事故とか、今回の福島事故とか、そういったものの影響によるものなのか、そういったものをきちんと確認していきますという事業でございます。正しい情報が得られませんか、農作物とか飲料水とか、そういったものが風評被害によって不安を与えるということになりますので、そういうことを調査していくというものでございます。また、最後、現に国外における原子力関係事故と、例えば核実験とか隣国での原子力施設の事故とかあった場合は、政府の指示の下、原子力規制庁もこの事業を生かしまして、モニタリング強化を行って、国内の影響について調査していくということをしております。

続きまして、51ページでございます。こちらは、環境放射能の調査のイメージでございます。

続きまして、52ページ、通し番号52ページ、資料番号10ページでございますけども、高度な放射能分析ということでございます。こちらの専門機関は、我々のほうでは日本分析センターのほうに委託させていただいております。こちらで全国の試料について、普通の自治体ではできないようなストロンチウムとかプルトニウムといったものについて、全国から試料を集めて分析をするということをしてしております。特にプルトニウムにつきましては、核燃料施設の取扱いの許可を別途取らなければならないということもありまして、これができる専門機関というのは限られているということでございます。

続きまして、53ページ、資料11ページのところでございますけども、放射線監視結果収集・公表事業ということで、これらの自治体とか、そういったデータを集めまして、右のウェブサイトと書いてあるところがありますけども、こういう形でデータベース化をして国民に公表するということをしております。データにつきましては、CSV形式で検索して、出力できるようにしてございまして、様々な研究が調査や研究に使えるというようにしてございます。

続きまして、54ページでございます。こちらは、事業費の推移でございます。

続きまして、通し番号55ページのところでございます。こちらは二つの事業の相違点ということで、左側が交付金、右側が委託費というものでございます。

続きまして、56ページですね、交付金と水準調査のポストというものでございます。左側の交付金なのですけども、立地県のところについては集中的にモニタリングポストが配置されております。1,300基ございます。で、水準調査のほうにつきましては、国内偏りなく配置するというので、約300基配置してございます。

続きまして、58ページのところでございます。（参考2）空間放射線量率計の比較ということで、平時と緊急時、その他市販の簡易モニタ、こういった違いがあるのかというものを比較したものでございます。平常時のモニタリングのものについては、大体数百万円ぐらいするようなものをつけております。この理由は、青色のところ書いてあるガンマ線のエネルギー情報（スペクトル）、これが取得可能であるということを要求しています。これというのは、自然界レベルの放射能、微量な放射線を見つけなきゃいけないということがあります。ただ、雨とか自然、降っただけでも、自然放射能というのが上がります。その際に、放射線量率が上がったからといって、一々何か出たんじゃないかといって土とか水とか取っていたりすると、大変な手間がかかります。そのため、どのような放射性物質かというのを、ガンマ線のエネルギー情報を判定するというので、そういったも

のをつけることで、余計な行政コストをかけないと。情報を見れば、すぐに何が出たのかが分かるということで、こういったものをつけてお願いしております。

続きまして、資料59ページでございます。令和3年度の放射線等監視交付金の執行額で、上位10社、行政事業レビューシートに載っている10の自治体に対して、どのような推移があったのかと。オレンジ色がイニシャルコスト、青色がランニングコストでございます。イニシャルコストのほうにつきましては、主立ったものについて、こういったものを購入した、もしくは整備したというものを書かせていただいております。実際、かなりいろいろなものを購入していますので、これは一つの代表例ということです。

ちょっと1点だけ、資料、修正のミスがありまして、ここで訂正させていただきますが、福島県のところでございます。福島県のところで、令和元年度のところで、モニタリングポスト、MPの電源多重化というふうには書かれているのですが、これは令和元年度ではなくて、繰越しが行われまして、令和2年度のほうで行われています。これが5億円ほどございまして、それで、令和2年度のほうでランニングコスト\*が上がっているということでございます。それで、今、福島県の令和2年度のところに書いてあるテレメータシステム改修なのですけども、これ実際には3,400万円程度のものでございます。その他37件ほどの事業が令和2年度のイニシャル、施設整備とか機械器具等で行われています。それで、令和元年度のほうの施設整備とかについては何が行われたってということなのですけども、こちらモニタリングポストの通信多重化とか中性子検出器の購入とか、そういったものがされてございます。

次に、61ページまで飛びまして、資料番号、通し番号61ページ、資料番号18ページのところでございます。資料4-1ということで、環境放射能水準調査の放射能分析事業と、高度な放射能分析に係る業者の選定方法につきましては、入札可能性調査という形で実施させていただいております。その説明が書かれております。

その次のページ、62ページでございます。こちらのほうは、日本分析センターの委託に係る人件費とか事業実施体制でございまして、左側のほうが環境放射能水準調査の放射能分析、高度な専門性が必要な分析のほうでございまして、こちらのほうに人数を書かせていただいております。ただ、ここに書いてあるのはフルで、すみません、1年間ついているわけではなくて、この部署でこの事業に関わっている人数ということで、実際は

---

\*正しくはイニシャルコスト

ほかの事業とかも担当している人たちの数がそのまま、1年間のうちでいろんな事業を担当していますので、そういったものが入ってございます。右側のほうが、放射線監視結果収集事業のほうでございます。担当者の人数がこのように書かれております。

参考5は、5年前の公開プロセスで御指摘いただいた現状の、今、現状どうなっているかということの説明していることとございます。

その他、つらつらと事業の説明資料とかロジックモデル、行政事業レビューシート等がついております。

それで、1点だけ、すみません、説明しとかなければならないのが、通し番号81ページ、ちょっとページ数が振ってないところあるのですけども、PDFでいえば、40ページ目に当たる部分なのですけども、原子力規制委員会、21億8,900万円を頂点とした図のところとございます。その下のほうで、左下のほうに契約方法ということで、赤字で書かせていただいているところがございます。本来、ここは令和3年度の数字を入れなきゃいけないのですけども、例年、この数字集計は6月中に、自治体をお願いして6月中に出してもらおうということをしていまして、急遽、今回、公開プロセスの対象となったことで、自治体のほうには急いでもらったのですけども、申し訳ありませんけども、今日、間に合わなかったということで、令和2年度の数字を入れさせていただきます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○片山次長 はい。それでは、ただいまの説明内容につきまして、御質問、御意見等ございましたら、御発言お願いいたします。

それでは、山田先生からお願いいたします。

○山田委員 アメダスが全国1,300か所の気象状態を24時間365日観察をして、運用費が7億円です。それは、国土交通省の行政レビューシートを見ていただければ、すぐに分かります。なぜ同じ1,300か所で70億円かかるのか、全く理解できないので、教えてください。

○竹本室長 はい、放射線環境対策室の竹本です。

この件につきましては、気象庁のほうに我々も問い合わせさせていただきました。それで、どういった違いがあるのかということで確認をさせていただきました。で、御指摘のとおり、1,300か所ぐらい、同じぐらいの規模のものがついてございますけども、ついてる設備の点でいいますと、アメダスのほうは、雨量計、その他風向風速、気温、湿度等を測れるような、そういう気象器具が入っているのですが、我々のほうはモニタリングポ

ストでありまして、その他、周辺の伝送装置ですね、そういったものがいろいろとくっついていると。

それと、もう一つ大きなところにつきましては。

○山田委員 それの設備ってというのは、インシヤルコストには影響するけれども、ランニングコストにはしないですね。

○竹本室長 ランニングコストですね、はい。それで、よろしいでしょうか、続けて。

ランニングコストにつきましては、伝送方式のほうでちょっと一つ影響があるのかなというふうに考えております。アメダスのほうは、基本的に有線回線とかLTEとか衛星回線、どれか一つつながっていればいいという、一つだけというものでございます。他方、こちらのほうは地震でも必ず通信してもらわなければならないということで、多重回線ということで、特に衛星通信というのを必ずきちんとつけてほしいということを推奨しています。この分が一つ高くなっている理由かと思えます。

また、各自治体がそれぞれ契約しているということもあって、規模の効果もあまり出ないのではないかと思います。

もう一つ、回線速度なのですが、気象庁のほうなのですが、128kbpsとか64kbps程度のもので整備しているというふうに聞いております。他方、ちょっとこちらのほうの監視交付金で自治体に整備してもらっているものでございますけれども、物によるのですが、120kbpsから、場合によっては1mbpsまでと、ちょっと自治体によってそれぞれの程度の伝送速度を要求するのかっていうのは、自治体の方針によりますので、そういったものが影響しているのではないかとというのが1点目。

それで、もう一つ、サーバー数の問題でございます。アメダスのほうは、全国に2か所だけのサーバーを設置しているというのがあります。他方、原子力規制庁は、各自治体がそれぞれサーバーを設置すると。それで、多重化ということで、計48か所ということになります。多分この48か所にそれぞれ各自治体が保守管理、維持経費ですね、そういったものを要求していると。そういったもので一括で通信というんですかね、通信設備とか管理、そういったものは経費として出てくるのではないかと思います。

それで、通信費に関しては、気象庁の行政事業レビューを見ますと、大体2億円程度です。我々、監視交付金のほうで通信費について数値を取りあえず積み上げてみまして、ちょっともしかしたら自治体によってはちょっと違うと言われるかもしれませんが、約7.5億円程度と。ちょっとこれぐらいの差が通信費に関しては出ているということになり

ます。また、保守修繕の経費につきましても、ちょっと国交省に明確に確認したわけでは  
ありませんけども、我々が行政事業レビューシートから読める程度であれば、4億円程度  
なのに対して、自治体のほうの保守修繕費等を集計しますと、大体約、交付金のほうは  
9.7億円程度ですね。これぐらいの数字の差となっているというところでございます。

○山田委員 地方公共団体、24都道府県に委託をして、それぞれで放射線の監視をする  
から、サーバーが24掛ける2で48か所必要でって、説明になってないと思うんですよ。  
先ほど大臣政務官の話にもありましたけど、デジタルを活用するっていうのは、そういう  
ことではないんです。全国でサーバーを2か所つくって、北のほうの日本と南のほうの日  
本につくって多重化しておけば、そこに地方公共団体がデータを載せれば、24か所、48  
か所なんて全然必要はないわけですよ。デジタルを活用して、ちゃんと監視を行うとい  
うことにシステムがなってないので、僕は、設計をし直して、ずっと安く下げたほうがい  
いんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○佐藤審議官 はい、審議官の佐藤でございます。すみません、今日はどうぞよろしくお  
願いたします。

今の竹本の説明を補足させていただきますと、私どものこの監視等交付金は、説明の中  
で一応触れていましたけれども、やはり緊急時に、災害時への備えということをやはり重  
要視してございます。したがって、その説明の中にもありましたかもしれませんが、  
回線の中には専用回線ありますし、あと、説明の中にはありませんでしたけれども、各道  
府県で放射線の監視するセンターを設けることになっています。これはやはり、災害が起  
きたときには、まずは自治体がメインとなって対応していくという、そういう考えの下に  
自治体は整備するわけですが、この監視等交付金の中では、そうした各自治体がそ  
ういったモニタリングなどのデータを収集して、なおかつ災害に役立てると、そういった  
もののセンターの建設費用、あるいはランニング費用も含まれているところでございま  
す。いずれにせよ、この監視等交付金は、モニタリングのそういったデータ構築、伝送シス  
テムに加えて、そうした災害への備えの部分のそういった施設、設備などが含まれている  
ということで、その点は少し御理解いただければと思います。

以上です。

○山田委員 データを集める、デジタルネットワークをどう構築するかっていう話と、そ  
れを活用して各地方公共団体がそれぞれの現場にある原子力施設の事故に緊急に対応する

システムをつくるってということとは全然別の話で、それをごちゃ混ぜにして、地方公共団体がそれぞれに緊急対応の会議を開くので、それぞれのところにシステムを置かなきゃいけないっていうのは説明になってないんです。それデジタルの活用の概念になってないんですけど、山田太郎さんが手を挙げてらっしゃるんですけど。

○山田大臣政務官 よろしいですか。

○片山次長 はい、じゃあ。

○山田大臣政務官 デジタル担当の政務官でもあるので一言申し上げます。デジタルの活用についてはおっしゃられるとおりでして、これはクラウドにすれば良いと思います。で、国も防衛など、いわゆる緊急時でも使えるようにクラウド化していますので、各拠点にサーバーを置いて、その地域が被災したら、そこが使えないということになりますから、多重化の議論ということもクラウドで解決していくというのは国の方向性でもあるので、そういう形で進めていただきたいと思います。必要であれば、デジタル庁に御相談いただければと思います。どうあるべきかについては、国全体のシステムの責任を持っていますので、少し見させていただきたいと思っています。いずれにしても、今御指摘があったように、クラウド化すれば、十分だと思います。防災も防衛もクラウド化するということで、プライベートクラウドに関しても議論させていただいていますから、ぜひそういう御検討を建設的にいただければなと思います。

○竹本室長 はい、御意見ありがとうございます。

それで、ちょっと1点だけなんですけども、あくまでもこの事業は交付金ということでございまして、基本的に自治体がメインで行うものでございます。自治体が整備したものに対して国のほうがお金をつけるという形になっていますので、ちょっとその点、今御指摘いただいた点について、ちょっと我々のほうでも議論させていただきたいと思っておりますけども、まず、交付金という制度の在り方で、自治体がきちんと整備していただくということもありますので、その点だけはちょっと御了解いただければと思います。

○山田大臣政務官 交付金制度であったとしても、各住基ネット等を含めて、同じ構造です。それを統合しようというのが今回のデジタル庁の企画ですので、あんまり適当なことを言われると、まずいなと思います。そこはしっかり調べて、改めてください。幾ら自治体がやるものだとしても、国全体で一つのプラットフォームをつくって、乗りましょうということについては、何ら構図は変わらないと思っていますので、そこはよろしくお願

します。よく調べていただければと思います。

○片山次長 はい。それでは、永久先生、お願いします。

○永久委員 今のお話にも関連するわけですけど、交付金事業というのが、なぜ交付金の事業になっているのかっていうのが気になって、自治体の責務とされていますけれども、これ地域によってそんなに対策にばらつきがあっちゃ困る話だろうとも思いますし、実際に裁量というのはそんなに大きくはないというふうに認識しているのですが、なぜこれが交付金事業って、これは自治事務ってということですか。法定の自治事務ってということですか。どういう位置付けかちょっと分かりませんが、なぜこれが地方公共団体の責務になっているのかっていう、その辺りを明確に教えていただきたいと思うんですが。

○佐藤審議官 審議官の佐藤でございます。

原子力災害については、法律では原子力災害対策特別措置法という形になっております。基本的に災害対策は、従来から説明していますとおり、自治体やりますけれども、自治体の対応となりますが、原子力災害っていうところにつきましては、その特殊性に鑑みまして、国がやはりある程度しっかりと連携して対応していくという形になります。それで、基本的に災害、そういう意味では、原子力災害といえども、まずは災害対策基本法の枠の中で、自治体の動けるところは対応していくという形になっております。そういった形で、従来から災害対策のところは各自治体が主体的にやっていくという仕組みをベースにして、それに加えて、こういった放射線に関する、今回であれば、モニタリングというようなものについて、国がある意味、ルールづけではございませんけれども、こういったもの、私ども、原子力災害対策指針というものを原子力規制委員会が作成して、技術的内容などについて取りまとめをして、それを参考にしながら、各自治体はそれぞれの地域の特性を反映して整備していくという意味で、自治体の主体性を尊重しているということでございます。

○永久委員 大体災害からって、もともとの災害の対策という考えからしたら、そういうことはあるのかもしれませんが、この原子力に関して言ったら、地方自治体が責任を取れるっていうような規模ではないものがあり得るわけで、そうしたときには、やはり本来、国が責任を持ってやって、カバーしていく必要があるのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤審議官 はい、審議官の佐藤でございます。

おっしゃるとおりでございます。私どもも、原子力災害対策基本法の枠組みの中でも、



原子力災害対策本部というものは内閣総理大臣を本部長として対応していくというものがございませぬ。ただ、これも何度も繰り返しになりますけれども、原子力災害対策特別措置法は、原災法と呼んでいますけれども、やはり災害対策基本法の上に特別措置という形で成り立っていますので、従来の自然災害に比べると、国がしっかりと連携して前に出る部分にはございませぬけれども、それはそういった形でしっかりと関係府省で対応していくということではございませぬ。

○永久委員 法律論じゃなくて、機能論としてはどうなのでしょう。

○村山課長 すみませぬ、監視情報課長の村山です。

若干補足させていただきますけれども、本日の資料の45ページ目を御覧ください。ここに緊急時モニタリングの区分というのがございませぬけれども、一番右側の段階の緊急時モニタリングの下に、これ、伊方だと思っておりますけど、地図がございませぬ。ちょっとちっちゃくて見えにくいのですが、カラフルに、この地区ごとに、小さい地区ごとに区切っている図面がございませぬ。これ、先ほど国の責任か地方の責任かというところで御指摘ありましたけれども、どちらかということではなくて、災害対策基本法並びに原子力災害対策特別措置法には国の責務、自治体の責務、それぞれ責務が記載されております。我々、この自治体の責務に対して支援をしているというところで、今申し上げたこの白のちっちゃい区分けの仕方とか、それから、そこにいる住民の避難のさせ方とか、そういったことはやはり自治体が、その地域を知り尽くしている自治体にやっていただく部分というのがございませぬ。

モニタリングもこの区域ごとに住民の安全性を確認、放射線の状況を確認できるようにモニタリングポストを配置することになっておりますので、そういった意味で自治体がこのモニタリングに関して責務を果たしていただく上で、必要なところを我々支援していると、そういう構図がございませぬ。どちらかの責任、一方の責任ということではございませぬ。

○永久委員 いや、それは分かりますけど、一方で委託をしているところもある、委託ちゃうか、47都道府県は全部委託になっているわけですね。それはそうやって国の責任になって、原発等があるようなところは地方の責任っていうのは、何か納得感がないのですけれども。

○村山課長 監視情報課長の村山です。

本日の説明でも御紹介したのですけれども、交付金でやっている部分は原発の周辺地域、

委託でやっているのは日本全国カバーするよというこで、これは日本全国の放射能の水準を測っておく必要があると。それは原発からの影響なのか、あるいは国外からの影響なのか、あるいは過去からの影響なのかといったことを把握するためというこで、目的が異なっております。

○永久委員 委託にするというのを、にしたときの課題というのは何なんでしょうか。地域地域で対応しなきゃいけない、独自の対応をしなきゃいけないっていうことができなくなるという、そういう意味合いですね、そうしたら。

○村山課長 監視情報課長の村山です。

この委託で全国的にやっているものについては、全国的にベースラインといいますか、平常時からの水準を把握するというために、できるだけ均質の調査を行っております。特にその国外事象、国外から放射性物質が来たときに、日本のどこで検出されるかは分かりませんので、その意味でも全国的に。

○永久委員 ああ、そうじゃなくて、あの。

○村山課長 はい。

○永久委員 ごめんなさい、お話の途中で申し訳ございません。交付にしているところを委託にしたら、何が課題なのかなっていうふうに思ったのですが。

○竹本室長 よろしいでしょうか。まず、基本的に交付金制度っていう、地方の自治事務かどうかっていう議論あるのですけども、もう一つは、行政コストという問題もございまして、今、各立地自治体のところでは、それぞれ住民の意見を聞いて、専門家の意見を聞いて、ここの場所を取りましょう、こういうふうな対応をしましょうというふうに決めています。これを国のほうで行いますと、それぞれの、例えばモニタリングポスト一つを取るにしても、この場所取っていいんですかということ、国の職員がそれぞれ地権者と相談して、地元の情報とか全く分からない中でやんなきゃいけないとか、あと、専門家会議を全国24か所で、国がそれぞれ毎年、年何回も開かなきゃいけないということになります。で、今回、自治体のほうでそれぞれ住民の実情分かった方々が、各自治体のほうで専門家の意見を聞いて、住民の意見を聞いて、現地の方々、市町村の方々とも調整していただけるという点で、まあこちらのほうが基本的には効率的で、あと自治体のそれぞれの創意工夫ということができるというふうに考えております。

○永久委員 一言だけ。委託のその仕様を変えて、設計を変えたらそういうことができるのかななんて思ったのですけども。もう以上です、はい。

○片山次長 それでは、川澤先生、それから南島先生の順番でお願いします。

○川澤委員 はい、御説明ありがとうございました。

今のお話をお伺いしてしまして、やはり緊急時の住民の避難ですとか、防護実施に必要な情報提供、これはまさに自治体で実施しなくては行政コストがかかるものだと思います。モニタリングポストを地権者と交渉、その辺りもそうだと思います。

ただ、一方で、先ほどから御議論がありましたDXの流れの中で、モニタリングという、情報を収集してデータを蓄積するということについては、恐らく各自治体に任せるのではなくて国が一括で実施すべきことなのではないか。それは時代の流れで、そのほうが効率的になってきたということなんだと思います。ですので、そこはまさに見直す時期に来ているのでは、もしかしたらもっと早くだったかもしれないのですけれども、既にやはり今の状態は見直すべきものなんじゃないかというような印象を持ちました。まずは1点目はコメントです。

2点目なんですけども、その上で、今回二つの事業について、交付金と委託事業、二つについて御説明がございました。通し番号の55ページ、56ページ、右下の13、14ページの部分で、それぞれの違いについての御説明あったかと思えます。で、やはりお伺いをしていて、そもそもモニタリングポスト、観測場所も重複があるんじゃないかと。内閣府の緊急時の交付金を統合することで効率化が図られたように、このポストの場所についてもきちんと見直しがされるべきものなんじゃないかという印象を持ちました。

といいますのも、55ページのところで、対象地域は交付金については周辺概ね30km、委託事業については原子力発電所施設以外の人口密集地の地点、文言として分かれていますけれども、本当に重複がない形できちんと整理されているのか、その辺りはいかがでしょうか。

○竹本室長 放射線環境対策室の竹本です。

御指摘ありがとうございます。それで、基本的に水準調査というのは、先ほどもう、例えば近隣国で原子力施設、事故があったときとか、そういったものが、日本に放射性物質が飛んでくる、飛来してくるといいうきに、つかまえていかなきゃいけないと、どういう影響があるのかを確認していかなきゃいけないということで、特に人口密集地、人口が多いところ、そういったところに影響がないかどうかを調べるということで、例えばその30km圏、原子力施設の30km圏、例えば松江市みたいに県庁所在地が立地市町村になっているようなところでは、そういうところでは重複して調べなきゃいけないということは起

ころと思っております。それ以外でも重複して調査しているところはございます。

今回ちょっと御指摘、今、踏まえまして、我々のほうでもどういうふうに合理的に運用できるかどうか、ちょっと検討はしてみたいと思います。他方で、ちょっと水準調査というのは過去の原子力施設の影響とかではなくて、それ以上の核実験の影響を調べていくという点もございまして、土が入れ替えられていないとか、そういった意味で測定する場所が限られているというのもありまして、ずっと定点観測続けていかなきゃいけないということもあって、その原子力施設の影響を調べる、どこから放射性物質が飛んでくるかというのとはちょっと別の観点で地点を選ばなきゃいけないとか、そういった影響もございまして、情報共有できる場所は多分あると思うのですが、一方で、やはり場所を変えられないところはまた別途あると、そういった事情もございまして、その点、御配慮いただければと思います。

○川澤委員 分かりました。ありがとうございます。

まさにそういった個々の分析の対象の、分析方法の違いで、重複しておかなければいけないものっていうのも当然あるのだと思いますけれども、重複しておかなくてもいい場所もやはりあるんだというふうに思いましたので、そこはぜひ検討していただきたいというふうに思いました。取りあえずは以上です。

○片山次長 はい、ありがとうございます。

それでは、南島先生、吉田先生の順でお願いいたします。

○南島委員 はい。いろいろと御説明ありがとうございます。

本事業は原子力災害が特に生じた場合には、非常に我々の生活を守っていただくための重要なものとなるというふうに思っております。ですので、コスト論ではなくて安全論をとにかく基本としていただきたいなと思いつつお話を伺っておりました。

その中で、モニタリングポストの仕様についての、先ほどもちょっと御指摘がありましたけれども、過去の指摘の中でも、自治体ごとにばらつきがあることが問題視されておりました。それは自治事務だからというふうなことであったかというふうに思いますけれども、先ほどの議論に絡めまして、お話を伺いながらちょっと考えていたのですが、認識が間違えているようでしたら御指摘いただければと思うのですが、方法が二つあるかと思えます。第1にばらつきを改善したいということであるならば、国直轄事業や補助金ということでもっと厳格に管理するということが考えられるかと思えます。現在の立て付けは自治事務でありながら国が強い関与を行う余地があり、だけれども交付金というふうな立て

付けになっておりますけれども、ここは見直しの余地がないのかなというふうに思われます。もう一つの方向が、でもあると思っております。

第2に、ばらつきが問題でないというふうな考え方ですね。今こちらの考え方を取られているかというふうに思いますけれども、ばらつきが問題じゃないという場合には、むしろ積極的になぜそのばらつきが問題ではないのかということをお説明いただくということもあり得るのかなというふうに思っておりますが、ちょっと路線が、どちらか片一方ということではなくて、曖昧になっているような印象を受けております。ストーリーをどちらか片一方に整理していただくと分かりやすくなるのかなと思いつつ伺っておりました。認識間違えていたら御指摘をいただければと思います。

もう1点ございまして、緊急モニタリングを内閣府から移管を受けられたということがありました。この緊急モニタリングなのですけれども、1点だけ簡単な御質問なのですが、原子力の緊急事態宣言が発出される際の重要な道具立てで、それから、内閣府のほうには原子力防災の担当も置かれておられます。有事の際には、ここが、規制庁のほうでお持ちになっている情報がシームレスに内閣府のほうで集約されなければならないということですが、ここは十分にお考えになっていると思っておりますが、緊急時のオペレーションですね、もし可能であれば補足をしていただければと、大丈夫ですよという御説明をいただければというふうに思っております。以上です。

○佐藤審議官 はい、御意見ありがとうございます。審議官の佐藤でございます。

まず、1点目の自治体ごとのばらつきの点でございます。原子力災害の発生を知覚するという観点でいけば、そこは日頃からすごい緻密なレベルで、何ていうか、精度を向上させるということは、恐らく最優先事項ではないとは思いますが。要は、何かこう異常が起きたというのがモニタリングポストを通じて分かるということからいう観点であれば、まずはその部分。もちろん、当然測定器でありますから、あまりにも誤差がひどくて使い物にならないというのではお話になりませんが、やはりそういった観点というのはあると思います。

それと、二つ目の緊急時モニタリングについて、内閣府の原子力防災担当との連携でございますけれども、こちらは常日頃から連携を深めております。日常的な業務における定例の打合せはもちろんのこと、実際の緊急時におきましても、これは、この東京の規制委員会のほうでおきましては、俗にERCという言い方をしておりますけれども、緊急時にいわゆる100人規模で集合して、プラントの状況、あるいは現場、自治体を含めて、オンサイ

ト、オフサイトも含めて情報を収集するということになりますけれども、ここには当然規制庁の職員のみならず内閣府の原子力防災担当の職員も集まりますし、それこそ霞が関の全ての関係省庁から職員が集まってくるということでございますので、その場でしっかりと情報を共有するという、さらには、こういった形で原子力災害対策本部につなげていくかというようなことも常日頃から検討はしておりますし、訓練も重ねているところでございます。

○南島委員 はい、ありがとうございます。

東日本大震災の際に大きく二つの失敗があったと思っております。一つはSPEEDI、もう一つは原子力保安院との情報のやり取りですね、これを克服する形で規制庁、規制委員会設置されておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。大事な事業をやっているというふうには思っております。以上です。

○片山次長 はい、ありがとうございました。

それでは、吉田先生、お願ひします。その後、飯島先生、お願ひします。

○吉田委員 はい、吉田です。

御説明ありがとうございます。ちょっと私、職業柄、どちらかというとな安全面よりコストのほうにどうしても傾いてしまうのですけれども、いただいた資料につきまして幾つか質問がございまして、まず、通しで59ページ、個別には右下では16ページのところですね。こちら、交付金の内容について、こんなに自治体によって年度でぶれるものなのかみたいなお話を事前にさせていただいて、その結果として今回こういった形で資料を示していただきまして、ランニングコストっていうのはあまり変動しないっていうような御説明を受けていますと。で、先ほどイニシャルコストのほうについて、個別で例えば福島県とかを御説明いただいたところではあるのですけれども、改めてこの推移表を拝見すると、結構ランニングコストも右肩上がりのように見えるかなと思っております。

その要因は何かなっていうのをちょっとお伺ひしたいと思ひます。例えば事前の説明では、島根県とかですと通信の多重化っていうのを進めましたですとか、あるいは松江市では、先ほど御説明あったように、ちょっと諸事情によりモニタリングコストがどうしても上昇してしまうみたいな話がございましてけれども、やはり一国民として、このランニングコストっていうのがその後どこまで増えていくのか、大丈夫なのかっていうのがちょっと不安になりますし、先ほど皆様方からの御説明があった、例えばクラウド化を導入することによって、この辺りは何か削減できるような見込みがあるのかですとか、その辺りちょ

っとお話を聞かせていただけますでしょうか。

○片山次長 回答の前に、質疑応答の途中でございますけれども、適宜判定及びコメントの作成を開始をしていただきまして、作成された方から事務局へメールで送信していただけますよう、お願い申し上げます。

それでは、質疑応答を続けます。回答のほうをお願いします。

○竹本室長 放射線環境対策室の竹本でございます。

基本的にランニングコストにつきましては、まず、令和2年度と令和3年度はちょっと質的に変わっているものがございまして、先ほど緊急時交付金のものがこちらのほうに移管されてきたということでございます。そのために、まずは通信料、緊急時用に使っていた通信料、あと、保守管理費用、メンテナンスとか壊れたときの改修ですね、修理、そういった費用がこちらのほうに来ております。こういう意味で、令和2年度から令和3年度のところはそういったものの費用がございまして、他方、令和元年度、令和2年度につきましては、各自治体があるものを、今年はこれを修理する、修理っていうか、設備のほうはイニシャルコストになるんですけども、例えば故障を一斉にメンテナンスするみたいな、特別にお金を積んだりとか、そういうことがありまして、そういったものは時々少し上がったりします。自治体によっては、ほかのものは上がったけども、逆に競争入札とかによって逆にランニングコストが下がったといったものもございまして、一概的に令和元年、2年、3年と順々に上がっているというわけではございません。

それで、我々のほうも、一応自治体から内容の申請があるときは、資料の通し番号45ページでございますけども、左側のほうで3って書かれているところなんですけども、原子力災害対策支援補足参考資料というものがございまして、その平常時モニタリングについてとか緊急時モニタリングについてと、こういったものを見ながら、必要な能力、最低限の自治体に要求すべき、自治体が備えるべき能力を擁しているかどうかと。それ以上に過度であれば、過度なものがついてれば、それは本当に必要なものですかとお話をさせていただいて、契約とかそのやり方、つけようとしている設備が妥当なものかっていうのは議論させていただいております。

また、保守管理とかも、できる限り競争入札とかきちんと入れて、値段を下げていくよというということも自治体のほうには要請しております。長期的に自治体から話を聞きつつ、例えば通信回線とかでももっと安いものにも乗り換えられませんかとか、そういった話とかもさせていただいております。なので、ずっとこのまま右肩上がりになっていくことは、

我々のほうとしては考えておりませんが、はい、大体これぐらいの推移か水準になるかなとは思っております。

○吉田委員 はい、御回答ありがとうございます。

続いて、通し番号62ページ、右下19ページの日本分析センターのところですがけれども、こちらにも事前に御質問させていただいた結果、人数の内訳等々を示していただきまして、人数的にはこれぐらいかかるんだなっていう心証のほうは得ておりますと。ただ、先ほど御説明があったように、当然これ、フル稼働ではなくて、例えば何人日、何人月ぐらいかかるのかとか、どれぐらい稼働しているのかっていうのは、あれですかね、把握されているのでしょうか。

○竹本室長 申し訳ありません、確かにちょっとそういう御指摘があるかと思って調査しようとしたんです。すみません、今日この日までには間に合いませんでしたので、きちんと我々調査して、1人何人日ずつかかったのかっていうのはちゃんとデータでもらっていますので、それをちょっと集計して整理したいと思っております。

○吉田委員 はい、承知いたしました。ありがとうございます。

続きまして、通しで69ページ、行政事業レビューシートのところですがけれども、こちら、先ほどの事業と同じ話になるのですけれども、例えばこの69ページの活動目標、活動実績のところを拝見していると、空間線量率の測定と環境試料の測定とで、結局執行額が同額になっちゃっていて、これ、やっぱ予算策定上は両者分けていると思うのですね。ですので、レビューをする上で、やはり両者の執行額を分けた上で単位当たりコストを算定しないと、その妥当性であるとか事業の効率性が判断できないと思うのですね。これ、例えば77ページ、78ページのもう一つの事業のほうも全く同じような状況になっていて、結果としてどちらの事業のほうも単位当たりコストが妥当なのか、事業が効率的なのか、何かどっちかにもう少し寄せたほうがいいんじゃないかっていうような、何か議論も、現状だと何かできないなっていうふうに思ったりしていますので、この辺りの資料上の示し方等々は、また、何でしょう、今後に向けて御検討いただければとは思っていますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○竹本室長 はい、御指摘ありがとうございます。確かに比較、執行額のほうは総額という形でさせていただいています。実際にかかっている費用の中には、例えば施設の管理費みたいな、先ほど自治体が使っている設備の管理費ですね、そういった電気代とか、そういったものを共有でしているところもありまして、ちょっと簡単にどうやって切り分ける



かっていうのはちょっと議論があるところでございますので、ちょっとその辺り我々も検討して、ちょっとどういう示し方がいいのか考えてみたいと思います。

○吉田委員 はい、御回答ありがとうございます。

あと、最後はただの意見といいますか、私の個人的な感想なのですけれども、例えば73ページの行政事業レビューシートで、茨城県がトップで、当然原発だけじゃなくていろいろ関連施設があるっていうようなお話なのですけれども、例えば茨城県は調査費だけでも約5億円ぐらいかかっている、ほかの都道府県と比較してもかなり大きな金額になっているわけなのですけれども、こういったかなり大きなものについては、やはりもう少し内訳が分かるように分割して行政事業レビューシートに記載していただければいいのかなと考えております。

あと、82ページの日本分析センターのところにつきましても、事前の勉強会等で、人件費のところは今回資料を追加していただいたのですけれども、そのときにちょっと私が気になって質問して、結局御対応いただけてないのがDですね、Dのほうの事業費として、日本分析センターのところで、監視結果の集計とか、データベースの管理とかで、トータルで1億4,000万、事業費8,600万がかかっているっていうようなお話なのですけれども、果たして、何か本当にこんなにかかんのかなっていうのが、個人的には思ったりもしましたので、これはただの私の個人的な意見ではありますけれども、何かその辺りについてお聞かせいただけたところがあればと思いますが、いかがでしょうか。

○竹本室長 はい、竹本でございます。

大体、保守管理、これ、機械保守というか、メンテナンスとか維持とかそういったものにかかるもので、大体自治体、すみません、ちょっと今細かいデータ、ちょっと今、手持ちで持ってなくて申し訳ありません、大体これぐらいはかかるのかなと思っております。ただ、やはり高くなっている可能性はあるというんですかね、という話もございまして、実は市場化テストっていうものがあって、数年後ぐらいに、要するにシステム設計部分とデータを入力する人は別々で構わないじゃないかというのがございまして、今、市場化テストに向けて、データ設計のところを別出しで調達するというんですかね、できないかという事は考えております。ちょっとその辺りを踏まえて、もしかしたらその結果、値段が下がっていくということはあるのかなどは考えております。

○吉田委員 はい、御回答ありがとうございます。

私からは以上です。

○片山次長 ありがとうございます。

それでは、飯島先生、その後、山田先生の順でお願いします。

○飯島委員 はい。御説明ありがとうございます。

これまでいろいろ先生方から、こういう取組の安全性であるとか、コスト面であるとか、国とか地方がどうすべきってというような御議論あったかと思うのですが、ただ、やはりそういうような問題考えるときに、この一つの重要な考慮すべき項目として、この設備状況がどういうふうになってんのかってというのは、そもそも今日の御説明だとよく分からないところがあるんじゃないかと思うのですね。具体的に申し上げますと、やはり成果指標というのが結構粗い指標になっているのかなっていう気はいたします。

具体的に、じゃあどうすればいいかっていうと、イニシャルコストのところで設備増強であるとかいうことがなされているようですので、その過去どういうふうに使われてきたかというところを押さえつつ、それぞれの地域での設備の改善状況がどのくらい行われているのかってというのは見える化しといたほうが、それぞれ、それは先ほどばらつきあるかないかっていうようなお話の議論のほうにもつながるかと思しますので、できれば成果指標のところでもそういうようなところを整備していただけるといいのかなっていうふうな印象を持ちました。

あともう一つは、こういう設備ってというのはどこまで整備すればいいのかってというのがよく分からないという懸念を持たれるってところがあるかと思えます。

それは、例えば、今日のレビュー対象にはなっていないのですが、このシステムと関連していると思われる、これ、間違っていたら御指摘していただきたいのですが、原子力発電施設等緊急時対策通信設備等整備事業というのがありまして、これ、以前レビュー対象にしたことがあります。今日もお話ありましたERCもこれに関わってくるころだと思っておりますけれども、その中で、国全体としての統合原子力防災ネットワークシステムであるとか、それから緊急時対策支援システムってというのがあって、そこに直結しているようなシステムであろうかと思うのですね、これは。ですので、そうするとなおさら、先ほどの、どういうふうにデータ管理したほうがいいかっていうようなお話もありましたけれども、そういう緊急時において非常に重要なそういう情報収集の末端にあるようなシステムであるっていうことは、なおさら、統一的な観点から整備を進めていくってというのが非常に重要ではないかという印象を持ちました。

最後の国の主導で進めにくいってというのは単なる印象ですけれども、意見ですけれども、

前者の成果指標ですね、こちらのほうは、もし改善の見込みがありそうであれば御検討いただきたいと思いますので、その辺のその改善の見込み等、もしお考えあれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○片山次長 はい、回答いたします。

○竹本室長 はい、前者のほうの成果指標のほうですけども、ちょっと委員からの御意見踏まえまして、ちょっと我々のほうでもどんな形がいいのかと。ただ、その成果指標を集める際に、自治体の側のほうに集計方法とかいろいろと作業してもらおうということがありますので、ちょっとその辺りの行政コストも考えながら、どんな感じで数字を見せていくのがいいのかなというのは考えたいと思います。

○飯島委員 ありがとうございます。

あと、そういう達成度合い見ることによって、具体的に設備の整備の到達目標、そういったようなものもある程度、質的な面からでの整備状況ですね、そういったものも逐次検討にできるような状況になるんじゃないかって、まあ、明確な下で思いますので、よろしくお願いいたします。

○片山次長 はい。それでは、山田先生、お願いします。

○山田委員 後者のほうですけど、日本分析センターへの随意契約というのが非常に問題だと思います。ストロンチウムの分析をする必要があって、その技術が日本分析センターにしかないという御説明でしたけど、日本分析センターの事業の状況を見ると、この委託が彼らにとっては収入の過半を占めているということでもあります。非常に依存しているわけです。

一方で、規制庁の側からしてみると、もし日本分析センターが何かの事故で分析ができなくなると、全ての分析が止まってしまうっていう危険があるわけです。ですので、発注側にとっても受注側にとっても、すごく依存度が高い危険な状況になっているので、一部分でもいいので、例えば規制庁の中で、それこそ安全研究なさってらっしゃるのだから、分析を内製化するとか等々、安全策を講じないと、何かのときにとんでもないことが起こると思うので、改善をしていただきたいと思います。以上です。

○片山次長 はい。

○竹本室長 よろしいですか。放射線監視対策室長の竹本でございます。

随契になっているということなのですけども、こちら、資料61ページで書かせていただいたとおりに、入札可能性調査という形で、実際にほかにできる団体がないかっていう

のはきちんと確認した上で契約しております。実際、我々もほかに団体がないかっていうので、幾つか団体を把握してはございます。一つは電力会社の子会社とか、その他、一般財団法人とかございます。ただ、我々が要求している水準レベルのことは、もしくはできるか、できたとしても、キャパシティがあるかどうかっていうのが公開の情報からちょっと分からないというところもございます。それで、そういう意味では一方的な随契ではなくて、取りあえず、もしかしたら我々の知らないところでそういったことができるかもしれないということで、入札可能性調査というのをああ、すみません、昭和じゃなくて平成26年ですかね、その辺り、27年からか、から入札可能性調査やらせていただきまして、それ以前は一般競争入札をさせていただいています。ただ、今まで応募してくる団体は一つもなかったという状況でございます。というわけで、一方的に随契を結んでいるというわけではございません。

あと、この公益財団法人なのですが、我々も実際どの程度きちんと、我々の収入が占めているのかっていうのをちょっと確認させていただきました。それで、お話をこの財団法人から確認した、大体規制庁から支出しているお金は大体6割強ぐらいというふうに聞いています。それ以外は、自治体とか、他省庁とか、もしくは民間のところからきちんと分析を受注して、そういう作業をしていると。今後、彼らとしても、そういったところ、きちんと仕事を引き受けてやっていきたいというふうな回答を聞いております。ちょっと我々も、主管制度っていうのはもう大分前に終わってしましまして、我々も彼らの経営について関与するとか関わる、そういった義務も権利もございませんので、ちょっとその辺り、我々が食べさせているとかそういった、そういうわけではないということを御理解いただければと思います。

○山田委員 あのですね、1社しかいないからどうしようもなく随契になっているっていうことについていろいろ改善努力していることは分かるのですが、1社に依存するっていうのは、ほかの全ての作業分野でも同じなんですけれども、ボトルネックを握られてしまうので、何か起きたときに動きがつかなくなるんですよ。そういう意味で、代替策を検討するっていうことは行政を、特にこの放射能に関する安全に関わる活動なので、とても重要だと思いますので、ぜひ考えて進めていただきたい、そういう改善をしていただきたいと思います。以上です。

○片山次長 回答、今の御指摘への。

○佐藤審議官 はい、審議官の佐藤でございます。

山田先生、どうもありがとうございます。私どもも緊急時対応という業務の中では、そういったバックアップの役割ってというのは重要だと思っておりますので、ぜひそういった面でも検討しておきたいと思います。ありがとうございました。

○片山次長 はい。それでは、川澤先生、お願いします。

○川澤委員 すみません、今のバックアップの重要性というところ非常に大切だと思っております、最初の交付金を受けている都道府県では恐らく、今の数字には足してないかもしれないですけども、分析のできる体制が整っているのだというふうに思います。そこを仮にきちんと、今包括的に発注しているわけですけども、少し分割をして発注できるような体制にするですとか、それは恐らく緊急時にも非常に有効な体制になるというふうに思いますので、もう少し代替案について、各地方公共団体を活用するなどの施設を活用するなども含めた御検討をぜひいただければというふうに思いました。以上です。

○片山次長 回答のほうはありますか。

○竹本室長 はい。ちょっと御意見ありがとうございます。

一応我々のほうでも検討してみたいと思います。ただ、自治体のほうについても、彼らの職員のキャパシティーっていう議論もあるのと、あともう一つは、我々横串を刺す、各自治体の能力っていうんですかね、測定の精度ですね、というのがやっていかなきゃいけないというのもありまして、ちょっとその辺りも考えながら、どういうふうな形でやっていくのがいいのかっていうのは検討したいと思います。

○片山次長 ほかに御意見、御質問がないようでしたら、ここで皆様方からの判定あるいはコメントの集計作業に入りたいと思います。10分後でいいですか。6時目途ぐらいにしますか。

それでは、ちょっと時間が長くなって恐縮なのですが、6時目途で再開をさせていただきたいと思いますので、それまで休憩ということにさせていただきたいと思います。

(休憩)

○片山次長 それでは、議事を再開したいと思います。

事務局のほうから集計結果を御説明いたします。

○河原参事官 集計結果でございます。まず評価の集計ということで、放射線監視等交付金につきましては、事業全体の抜本的な改善が3名の方、事業内容の一部改善が3名の方でございます。続きまして、環境放射能水準調査等事業につきましては、事業全体の抜本的な改善が2名の方、事業内容の一部改善が4名の方ということになってございます。

取りまとめコメントについても御紹介をいたします。

飯島先生からは、両事業の成果指標は設備の充実度という観点から工夫の余地があると考えられる。特に放射線監視等交付金については、イニシャルコストに注目して、支出内容、設備の改善の観点から類型化し、設備改善の達成度合いを示すことも一つの方策ではないか。なお、設備の改善の視点としては、緊急時モニタリングにおいて求められる要件なども考えられるといった意見。それから、放射線監視等交付金及び環境放射能水準調査等事業について、設備改善の到達目標及び現時点における到達状況が見えにくい。上記コメントの成果指標と関連、関係づけることによりこの点も改善できるのではないかという御意見をいただいております。

続きまして、南島先生からは、本事業は原子力災害が生じた際には極めて重要なものとなる重要な取組である。過去の指摘の中で、モニタリングポストの仕様について自治体ごとにばらつきがあることが問題視されていた。この点に対する対応方針は2種類ではないかと思われる。第1にばらつきを改善したいという場合である。この場合には国直轄事業にすることや補助金にすることが考えられる。自治事務でありながら国が強い関与を行うものの交付金としているというのは、立て付けとしては見直しの余地があるように思われる。第2にばらつきが問題ではないという考え方である。この場合には積極的にその旨御説明いただくべきである。もう一つコメントいただいております。コスト論のほうを重視して安全性を犠牲にすることがないよう、重ねてお願いをいたしたい。

続きまして、吉田先生からは、例の感染症における時短協力金の交付とは異なり、事業の効果的かつ効率的な実施の観点から、いずれの事業も現状にとどまるだけでなく、地方公共団体の取組を評価し、ベストプラクティスがあれば横展開を提案する仕組みを取り入れていく必要があると感じた。この点、ほかの先生が御指摘されていたクラウド化を導入することが適当であると感じた。それから、行政事業レビューシートにおいて単位当たりのコストの算式を執行額に対する活動実績の割合としているが、例えば航空モニタリングの実施のように活動ごとに執行額を分けないと、単位当たりコスト等の水準の妥当性を正しく判断できないと考えられる。活動ごとに執行額を分けた上で事業の効率性を判断する必要があると感じた。

それから、川澤先生からは、両事業のモニタリングについてはデジタル化の流れの中で国が一元的に実施したほうが効果的、効率的だと考えられ、早急な見直しが必要ではないか。また、モニタリングポスト等の設置についての重複も見直すべきではないかとのコメ

ントをいただいております。

永久先生からは、放射線監視等交付金の事業は地方自治体の責務とされているが、地域によって対策のレベルにばらつきがあってはならないし、実際に地方の裁量は小さいように思われる。また、地方自治体が個々に責任を取れない状況も想定でき、国が責務を負うほうが合理的ではないか。したがって、交付金事業を委託事業とするとともに、環境放射能水準等調査事業とクラウドなどを活用しながら統合することによって、より効果的な、かつ効率的な設置と運用が可能ではないかと考える。委託とした場合、行政コストが高くなる、あるいは地方自治体による適切な運用ができなくなるのではないかという懸念もあるが、委託の仕様をそうならないように設計することによってそのリスクは回避できるのではないかとコメントをいただいております。

山田先生からは、放射能監視等交付金につきましては、国土交通省、気象庁のアメダス観測では観測点は全国1,300か所で、事業費は7億円にすぎない。原子力施設周辺の観測地点も1,300か所というのに70億円も使っている。24都道府県がそれぞれ二つサーバーを持っている。通信回線を多重化しているなどの回答もあったが、デジタルを上手に活用しているようには聞こえなかった。同席した山田政務官も発言されたように、クラウド活用などデジタル庁の掲げるデジタルガバメント構築方針に沿ってシステムを組み替える必要がある。それから、環境放射能水準調査につきましては、日本分析センターに分析作業が委託されているが、随意契約である点がおかしい。日本分析センターは本事業に収入の過半を依存する組織になっている。代わりに分析する組織がないと、事故で分析が完全に止まってしまうリスクを発注側は避けられない。発注側にも受託側にも危険な契約となっている。一部であっても規制庁内で分析するなどの代替策について検討を進めてほしい。

以上のコメントをいただいております。

○片山次長 はい。事務局から集計結果の御報告は以上のとおりでございます。

追加の御質問、御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、監視等交付金につきましては、抜本的な改善が3名、一部改善が3名でございますけれども、各先生方のコメントを見ますと、要は国と地方の分担、もう少し国が統一的に行うことによって効率化する余地というのはかなりあるのではないかと。皆様方が異口同音に一致しておっしゃったのが、DX、特にクラウドを活用したような通信システムにシステムを替えていくことによって改善ができるのではないかと御意見がもうほとんどであったと思われまますので、これにつきましては、実際そのような取組を検討しよう

と思いますと、必然的に抜本的改善にならざるを得ないというふうに考えますので、判定としては監視等交付金は抜本的改善というふうにしたいと思います。

それから、水準調査等事業でございますが、抜本的改善の御意見はお二方、一部改善が4人の方ということでございますので、水準調査につきましては一部改善という判定にしたいというふうに思っております。

それで、水準調査につきましては、成果指標あるいはそのコストの分析といったところで、行政事業レビューシートの改善を求める御意見、それから、あと、日本分析センターとの随意契約について、万が一ここが機能しなくなったときのバックアップというものをしっかり考えるべきという御意見があったというふうに承知をしております。全体の判定結果と主な先生方からの御意見というのは、今御説明したような取りまとめでよろしゅうございますでしょうか、御意見をいただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

はい。それでは、本日の議事はこれで終了とさせていただきます。予定よりも少し超過をしてしまいまして、申し訳ございませんでした。

本日の議論につきましては、7月27日の原子力規制委員会定例会におきまして、有識者の皆様方から御講評をいただくことを予定をしております。詳細は後日事務局から御連絡いたしますので、御参加いただければ幸いです。

その他、全体を通して何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

○山田大臣政務官 吉田先生、お先にどうぞ。

○片山次長 はい、吉田先生、まずお願いいたします。

○吉田委員 ありがとうございます。

すみません、私が一つ目に書いた内容なのですけれども、これ、ちょっと実際に実行可能かどうかというのはちょっと私の中で判断できないのですけれども、内容としましては、両方の事業とも現状にとどまるんじゃなくて、まずは地方公共団体の皆さんがやっている取組を評価できるのかどうかという話と、あと、その中でベストプラクティス的なものがあれば、それをちゃんとほかの公共団体に提案していくみたいな仕組みっていうのが、実際問題何かできるのかどうかという点で、ちょっと御意見をいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○片山次長 御回答いただけますか。

○佐藤審議官 はい。御意見ありがとうございます。審議官の佐藤でございます。



ちょっと評価のやり方というのはなかなか、ちょっと今急にとは思いつくことはないのですが、ベストプラクティスでいきますと、私ども、まさに自治体と一堂に会して定期的な打合せも、会合もやっておりますし、その中で各自治体からのまさに良好事例のようなものはお互いに共有するようにしてございます。その結果、まさに効率化につながるようなものがあれば、横展開するという取組はしておりますけれども、これにつきましては、なお一層強化してやってまいりたいと思います。ありがとうございます。

○吉田委員 はい、こちらこそ、御回答ありがとうございます。私から以上です。

○片山次長 はい、ありがとうございます。

ほかによろしゅうございますでしょうか。

それでは、あの、お待たせしました。山田政務官、最後に御講評をお願いいたします。

○山田大臣政務官 皆さん、専門委の皆さん、それから規制委の皆さんにも、かなり厳しい意見が出たと思いますが、大変有意義な議論、ありがとうございます。

確かに規制委に対しては今回ちょっと厳しい意見も出たと思いますが、逆にこれを建設的に捉えていただいて。規制委の皆さんの中でも少し変えていかななくてはいけなかったのではないかと思われる方も多と思うのです。そういうときには、我々改革側の責任にしてください、こんなこと言われたんだということで、前向きに変えていただくことがこの場が設けられている意義だと思っておりますので、ぜひ、そういった意味においても、いろいろ論点出ましたけれども、ぜひよろしくお願ひします。

もしクラウド化を進めていこうとすれば、私の担務のデジタル庁でも全面的に応援させていただきたいと思っておりますし、何とか今日の声を受けて、より良いものにしようと思っております。その意味では今回の場を有意義に、まさに建設的な結果として受け止めていただければ幸いです。

改めまして、今日参加いただいた専門委の皆さん、本当にありがとうございます。引き続きまたよろしくお願ひします。

○片山次長 政務官、ありがとうございます。ぜひ、デジタル庁の御支援を賜ればというふうに思っております。

ほかになれば、以上で令和4年度原子力規制委員会行政事業レビュー公開プロセスを終了いたします。

本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。